

マイスター・ハイスクール事業（次世代地域産業人材育成刷新事業）
公募資料一覧

資料1 マイスター・ハイスクール事業（次世代地域産業人材育成刷新事業）の概要

資料2 全体の流れ

資料3 提出資料一覧

資料4 実施要項

資料5 委託要項

資料6 公募要領

資料7 審査要項（2月3日（水）公表）

資料8 質問事例集（2月25日（木）更新）

マイスター・ハイスクール (次世代地域産業人材育成刷新事業) 概要

初等中等教育局参事官付産業教育振興室

背景 ・ 課題

- 第4次産業革命の進展、デジタルトランスフォーメーション（DX）、六次産業化等、**産業構造・仕事の内容は急速かつ絶えず革新**。
- 更に新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中、DX, IoTの進展の加速度がさらに高まり、こうした**革新の流れは一層急激**に。
- こうした中、**地域産業の人材育成の核となる専門高校の社会的要請として、産業構造・仕事の内容の絶え間ない変化に即応・同期化した職業人育成が求められる**。
→**アフターコロナ社会で成長産業化を図る産業界が期待する専門高校の職業人育成システムを抜本的に改革**

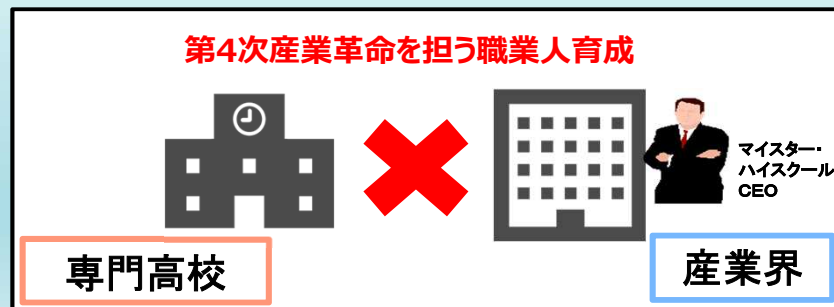
事業内容：成長産業化に向けた革新を図る産業界と専門高校が一体・同期化し、第4次産業革命・地域の持続的な成長を牽引するための、絶えず革新し続ける最先端の職業人育成システムの構築

産業界と一体となった専門高校の職業人材育成の抜本的改革

未来志向の産業界が中核となり、地元自治体等とともに、地域における人材育成と成長産業化のエコシステムの確立

【主な取組】

- 産業界他関係者一体となったカリキュラム刷新・実践（コース、学科改編等）
- **マイスターハイスクールCEO（仮称）**を企業等から指定し学校の管理職としてマネジメント
- 企業技術者を教員として採用（マイスターハイスクール版クロスアポイントメント）
- 企業等での**授業・実習を多数実施**、企業等の施設・設備の共同利用
- 専攻科設置や高専化、大学連携等の**一貫教育課程導入等の抜本的な改革**



事業の成果等を通じて、第4次産業革命を牽引する地域産業人材育成エコシステムのモデルを示すことにより、各地域が取組む際の各種コスト低減を図ることが可能となり、全国各地で地域特性を踏まえた取組を加速化させ、次世代地域産業人材育成の全国的な社会最適を目指す

対象校種	国公立の高等学校	委託先	学校設置者、地方公共団体、民間企業、経済団体、協同組合等
箇所数 単価 期間	15箇所 1,300万円/箇所 3年	委託対象経費	カリキュラム開発等に必要な経費 （人件費、設備備品費、実習費等） 1

職業系の専門高校は、我が国の産業振興を担う高校段階での職業人を育成し、これまで我が国の高度成長・工業化に大きく貢献してきた。

その一方、高等学校教育の事実上の全入時代、高等教育進学が多様化といった、社会の構造変化に伴い、専門高校における進路も多様になってきている中、個別の専門高校では特色・魅力ある取組も見られる半面、社会的ミッションである我が国の産業振興に資する人材育成というマクロ政策の観点からはその役割が不明瞭になっており、産業政策・地方創生に向けて産業人材育成機関としての専門高校の在り方を抜本的に充実すべきという指摘も見られる。

人口減少の一層の進展、農業の「6次産業化」という言葉に表れるような従来の産業分類を超えた産業動態のボーダレス化の加速化等を踏まえると、デジタルトランスフォーメーション（DX）・成長産業化を進めることのできる人材育成を担う専門高校の抜本改革は、我が国全体、全国各地の持続可能成長にとって喫緊の課題であり、とりわけコロナ禍の中、世界全体が第4次産業革命に向けたIoT等のDXを進めていく上で、産業政策と高校教育の結節点である専門高校において、持続可能な産業成長・企業変革力の基盤となる人材供給を担う革新の緊急性は高まる一方である。

中央教育審議会においても、こうした背景を踏まえ、待ったなしの課題として、専門高校を含め高等学校の在り方を議論しているところであり、文部科学省としても、教育課程の開発・実施・改革に至るまで、企業・産業界と教育界が一体化し、成長産業化を図る企業の変動的取組と高校の地域職業人育成改革の同期化に向け、70年の職業系専門高校の歴史上、前例のない、産業界と一体となった職業系の専門高校教育課程・体制を一気呵成に進め、企業のダイナミックケイパビリティの確保・成長産業化を図るとともに、その人材育成機能を持続可能化する令和時代の人材育成システムを新たに構築していくものである。

本事業はこうした考え方の下、地域の職業人育成を担う専門高校における教育改革と成長産業化に向けた企業改革を同期化して進めていくという国家的な社会要請に基づき、国としてモデル事業を行うことで、全国展開に向けた各種コスト低減を図り、各地域での成功事例の創出を目指すものである。

(参考) 職業人材育成に係る産業界の声

高校卒業新卒社員など若年層に対するニーズが高い一方で、立地地域に求めている人材がないといった見解が多くあがっている。

- 人材ごとの今後3年程度にわたる採用数について、「人数を増やす」と回答した企業の割合が最も多い人材は「若年者」の60.2%であり、次いで「女性」が31.0%となった。
- 一方で、「障害者」、「外国人」、「高齢者」については、「人数を増やす」と回答した企業の割合が10%前後にとどまっている。

【全体】 n=2,939

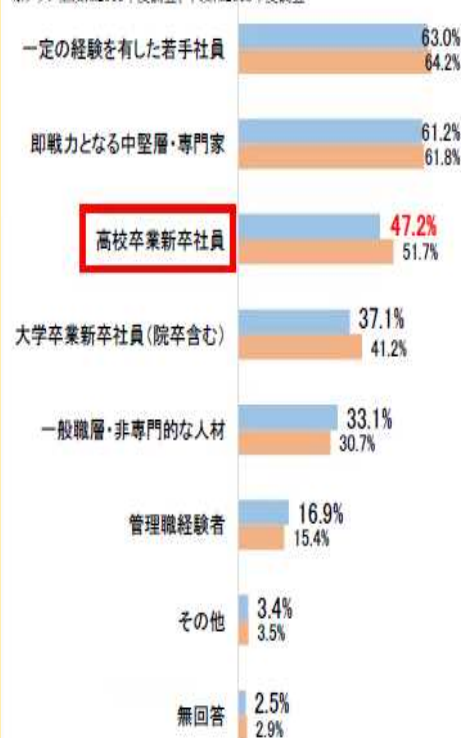


(※) 若年者:主に20代以下の人材、高齢者:主に60代以上の人材

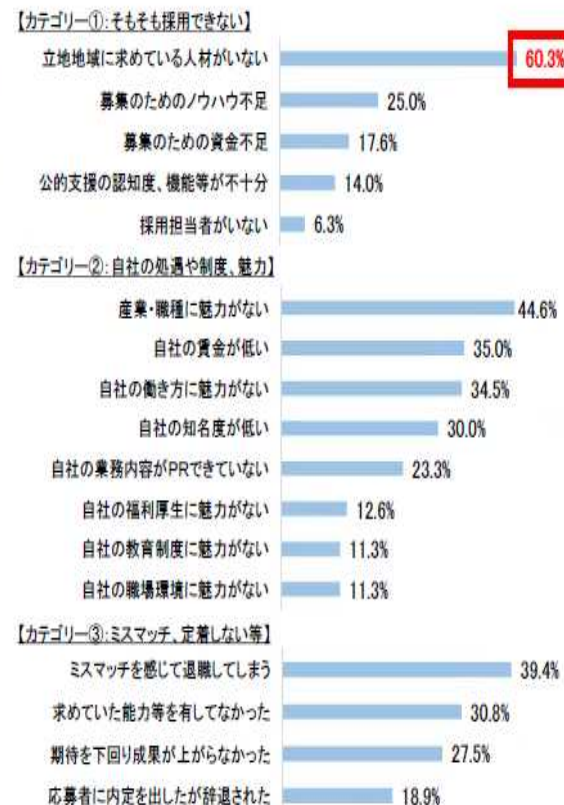
- 「人手不足」と回答した企業が求める人材は、「一定の経験を有した若手社員」、「即戦力となる中堅層・専門家」、「高校卒業新卒社員」など若年層に対するニーズが高い。
- 人員が充足できない理由は、「立地地域に求めている人材がない」など、多岐にわたる。

(1) 求める人材 n=1,842(対象:「人手不足」と回答した企業、%)

※グラフ上段は2019年度調査、下段は2018年度調査



(2) 人員が充足できない理由 n=1,842(対象:「人手不足」と回答した企業、%)



出典:日商「人手不足等への対応に関する調査」(調査期間:2019年3月~4月)

令和2年10月26日 第2回これからの高等学校教育のあり方研究会(日本商工会議所資料)

マイスターハイスクールのミッション

こうした需給ギャップを解決すべく、地域の産官学金等が主体的に一体・協働し、地域の将来像・産業ビジョンを踏まえ、絶えず変革するカリキュラムを進める令和版職業系専門高校という地域産業人材育成システムの構築、ひいては成長産業化、持続可能な地方創生

2. 申請要件 (1/3)

マイスター・ハイスクール事業の実施にあたっては、①～⑨について取り組むこと。

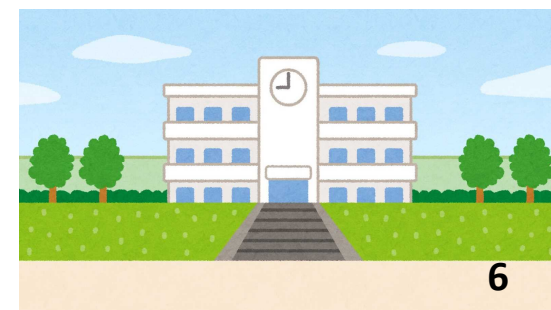
- ① 管理機関は、本事業の運営に関する意思決定、評価等を行う「マイスター・ハイスクール運営委員会」を設置すること。
- ② マイスター・ハイスクール運営委員会は、地方公共団体(市区町村、都道府県)が掲げる地域産業の未来像(「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等に位置付けられている各地域の産業に関する数値目標等)を実現するため、5年後10年後を見据えた高校段階で育成すべき人材像の検討を行い、それに資する人材を育成するための実施計画としての「マイスター・ハイスクールビジョン」を策定するとともに、「マイスター・ハイスクールビジョン」の検証・改善、進捗管理をすること。また、マイスター・ハイスクール事業推進委員会及び指定校の取組に対し、検証・評価及び指導・助言を行うこと。
- ③ マイスター・ハイスクール運営委員会は、本事業実施の統括者の役割を果たすマイスター・ハイスクールCEOを、産業界等(地方公共団体(主に基礎自治体である市区町村を想定)、地方銀行等の金融機関、企業、商工会議所等の経済団体、農業協同組合及び漁業協同組合等の協同組合)等の現役役職者(部長級相当職等を想定)から選任し、マイスター・ハイスクール事業推進委員会の委員長とするとともに、学校設置者は、マイスター・ハイスクールCEOを指定校に管理職等として配置すること。(詳細については、「(7)①マイスター・ハイスクールCEO」を参照)

2. 申請要件 (2/3)

- ④ マイスター・ハイスクール運営委員会は、産業界の最先端の技術・知識等を指定校において指導する産業実務家教員になる人材を産業界等の人材から選任するとともに、学校設置者は、産業実務家教員に特別免許状を付与し、指定校に常勤の教諭等としてとして配置すること。指定校においては、実験・実習を中心に年間を通して産業実務家教員による担当授業を設定すること。(詳細については、「(7)②産業実務家教員」を参照)
- ⑤ 管理機関は、マイスター・ハイスクール運営委員会の決定事項に基づき、本事業を実行するマイスター・ハイスクール事業推進委員会をマイスター・ハイスクール運営委員会の下に設置すること。
- ⑥ マイスター・ハイスクール事業推進委員会は、「マイスター・ハイスクールビジョン」に基づき、育成すべき人材像の育成に必要な学科や年限の改編も含めた教育課程の刷新の方向性を検討、決定。(指定校の教育課程における研究開発に当たっては、必要に応じて、学校設定教科・科目の設定、教育課程の特例を活用した取組等を行うこと。)

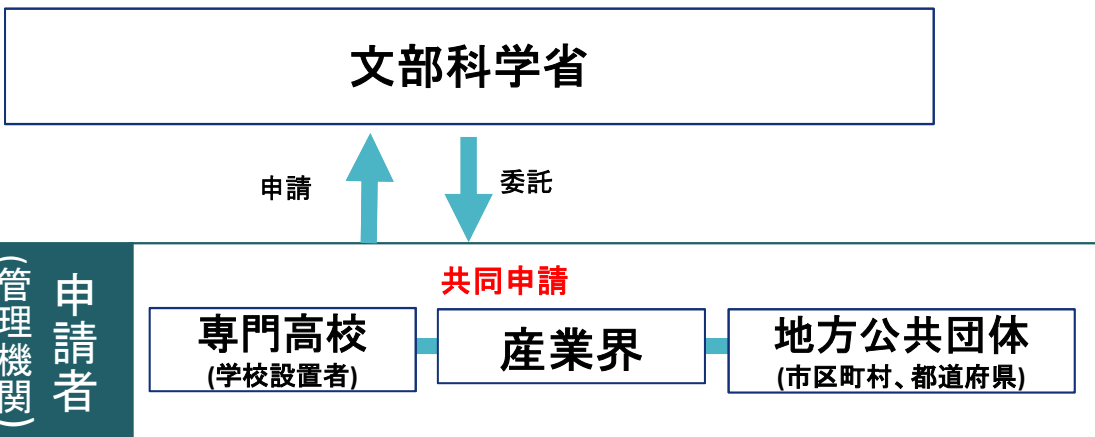
2. 申請要件 (3/3)

- ⑦ 指定校においては、産業界等において、産業界等の施設・設備を活用し、体系的な授業・実習を一定程度実施すること。その際、管理機関(学校設置者、産業界、地方公共団体(市区町村・都道府県))は、指定校が産業界等の施設内で授業・実習を行えること及び産業界等の施設・設備を共同利用できることについて、「マイスター・ハイスクールビジョン」の中に含めておくこと。
- ⑧ 管理機関は、文部科学省による委託期間終了後においても本事業における取組を継続的に取り組むこと。
- ⑨ 管理機関は、絶えず進化する最先端の職業人材育成システムの構築及びそれに資する教育課程等に関する研究開発の成果普及を実施するために、指定校と連携しながら、随時管理機関や学校のWebページ等で成果を発信するとともに、研究成果報告会を行うこと。



3. 事業内容

□ 事業全体の構図イメージ



- 申請は、共同申請を前提とします。
- 本事業を共同で実施する学校設置者(国立の高等学校等を設置する国立大学法人、公立の高等学校等を所管する教育委員会、私立の高等学校等を設置する学校法人)、**産業界**(企業、商工会議所等の経済団体、農業協同組合及び漁業協同組合等の協同組合、地方銀行等の金融機関)、**地方公共団体**(市区町村・都道府県)等を、「管理機関」と称することとする。
- マイスター・ハイスクール運営員会は、地方公共団体が掲げる地域産業の未来像(例えば「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等)を実現するため、専門高校(教育委員会等)と産業界が、地方公共団体を含め、高校段階での5年後10年後を見据えた、人材育成の在り方を検討
- マイスター・ハイスクール事業推進委員会は、「マイスター・ハイスクールビジョン」に基づき、育成すべき人材像の育成に必要な学科や年限の改変も含めた教育課程の刷新の方向性を検討、決定

事業実施

意思決定機関

マイスター・ハイスクール
運営委員会

事業推進機関

マイスター・ハイスクール
事業推進委員会

役割

- すべての意思決定・統括
- 地方公共団体(市区町村、都道府県)が掲げる地域産業の未来像の実現するため、5年後10年後を見据えた、高等学校で育成すべき人材像の検討を行い、それに資する人材を育成するための実施計画としての「マイスター・ハイスクールビジョン」を策定
- 数値目標・指標の設定
- 事業推進機関を評価(監査)する
- マイスター・ハイスクールCEO(産、官、金融等)、産業実務家教員の選任 等

想定されるメンバー構成

- 「マイスター・ハイスクールビジョン」に基づき、育成すべき人材像の育成に必要な学科や年限の改変も含めた教育課程の刷新の方向性を検討、決定
- 高等教育機関(大学、高専、専門学校)、金融機関、産業界との連携 等

- ○○県立工業高校校長
- △△市長
- 株式会社□□取締役社長
- ○○県教育委員会教育長
- ○○商工会議所会頭
- ○○銀行頭取
- 産業政策、地方創生、学校地域連携等に専門的知識を有する者 等

- マイスター・ハイスクールCEO
- ○○県立工業高校校長
- △△市 商工労働部長
- ◇◇株式会社部長
- ○○県教育委員会部課長
- ○○商工会議所部長
- ○○銀行地方創生担当部長
- 指定校内の本事業推進に係る分掌組織の代表(長、産業実務家教員) 等

3. 事業内容

□ 事業スケジュール（例）

1年目

管理機関（学校設置者・産業界・地方公共団体）

- 委託契約締結（管理機関の内、代表となる者）
- 事業の進捗管理・必要な支援
- 1年目、CEO及び産業実務家教員は非常勤職員として任用
- 翌年度の人事管理面の準備（CEO及び産業実務家教員の人事上の手続き等）
- 実施報告 等

意思決定機関（マイスター・ハイスクール運営委員会）

- マイスター・ハイスクールCEOと産業実務家教員を選任
- 地方公共団体（市区町村、都道府県）が掲げる地域産業の未来像の実現するため、5年後10年後を見据えた、高等学校で育成すべき人材像の検討を行い、それに資する人材を育成するための実施計画としての「マイスター・ハイスクールビジョン」を策定

事業推進機関（マイスター・ハイスクール事業推進委員会）

- マイスター・ハイスクールCEOを中心に「マイスター・ハイスクールビジョン」に基づき、育成すべき人材像の育成に必要な学科や年限の改変も含めた教育課程の刷新の方向性を検討、決定
- 翌年度新入生の教育課程の検討・刷新・編成

2年目

管理機関（管理機関の内、代表となる者）

- 委託契約締結（管理機関の内、代表となる者）
- 事業の進捗管理・必要な支援
- 翌年度の人事管理面の準備（CEO及び産業実務家教員の人事上の手続き等）
- 2年目以降、CEOは副校長・教頭等として、産業実務家教員は産業実務家教員は常勤として配置することを想定
- 実施報告 等

- 「マイスター・ハイスクールビジョン」の評価検証・改善、進捗管理

- マイスター・ハイスクールCEOを中心に「マイスター・ハイスクールビジョン」に基づき、育成すべき人材像の育成に必要な学科や年限の改変も含めた教育課程の刷新の方向性を検討、決定

- 1年生向けの新教育課程実施
- 翌年度新入生の教育課程の検討・刷新・編成
- 学科改革等（3年課程の延長等を含む）を協議・検討

3年目

管理機関（管理機関の内、代表となる者）

- 委託契約締結（管理機関の内、代表となる者）
- 事業の進捗管理・必要な支援
- 翌年度の人事管理面の準備（CEO及び産業実務家教員の人事上の手続き等）
- 実施報告 等

- 「マイスター・ハイスクールビジョン」の評価検証・改善、進捗管理

- マイスター・ハイスクールCEOを中心に「マイスター・ハイスクールビジョン」に基づき、育成すべき人材像の育成に必要な学科や年限の改変も含めた教育課程の刷新の方向性を検討、決定

- 1年生向けの新教育課程実施（最速で学科再編改革等スタート）
- 翌年度新入生の教育課程の検討・刷新・編成
- 学科改革等（3年課程の延長等を含む）を協議・検討

マイスター・ハイスクールCEOについて

1. 想定される人物について

- **産業界等**（地方公共団体（主に基礎自治体である市区町村を想定）、地方銀行等の金融機関、企業、商工会議所等の経済団体、農業協同組合及び漁業協同組合等の協同組合）の**現役役職者（部長級相当職等を想定）の出向**を想定。

2. 役割について

- **マイスター・ハイスクール事業推進委員会の委員長**となり、「**マイスター・ハイスクールビジョン**」実行の中心人物として、職業人材育成システムを構築し、**指定校における取組の実行を統括する役割**を担う。
- 指定校における取組の実行の統括者として、**学科や年限の改変も含めた教育課程の刷新の方向性を検討、決定し**、高等教育機関（大学、高専、専門学校）、金融機関、産業界との連携等を行う。

3. 身分等について

- **常勤職員として、校長、副校長、教頭として配置することを想定しているが、初年度から常勤職員として配置が困難な場合は、非常勤職員として任用することも可能とするが、その場合でも出来る限り、早期に管理職とすることが望ましい。**
→ **非常勤職員として配置している間も、事業の統括者としての役割を果たせるよう校内でもその立場を確立させること。**

※マイスター・ハイスクールCEOの配置計画については、審査の際の重要な基準として設定する予定。

4. その他

- **人件費については、一定の範囲内で委託費から充当可能とすることとなるが、事業終了後は、管理機関（産業界、学校設置者、地方公共団体（市区町村等））において負担することとなることを見越して事業を計画すること。**
- 複数校を対象とする場合には、**各指定校にCEOを配置することを原則とし、そのうち1名がマイスター・ハイスクール事業推進委員会の委員長となること。**

産業実務家教員について

1. 想定される人物について

- 成長産業化に必要な不可欠な資質能力を育成するために、例えば**高校生が社会で活躍する数年先において社会実装される技術等に係る知見も有する技術者・研究者等**(地域の産業特性に応じた最先端の技術(数年後に社会実装されることも視野に入れた)に携わっている技術者・研究者、現在地域の市場化に至らない魅力を成長産業化に変革する取組に携わっている実務家・学識者等、成長産業化に必要な資質能力を育成することに資する実務経験が豊かな者)を想定。
- 産業界等からの**出向または兼務を想定**。

2. 役割について

- 指定校における**実験・実習において、産業界の最先端の技術・知識等の指導を主に担当するとともに、指定校内の本事業推進に係る分掌組織に属し、当該組織の長を補佐し、特に産業界と一体となった教育課程の企画に関して統括する。**

3. 身分等について

- **特別免許状を付与し、常勤の教諭として配置することを想定しているが、初年度からの常勤の教諭として配置が困難な場合は、特別非常勤講師制度を活用し、非常勤講師として配置することも可能とする。**なお、その場合でも出来る限り、都道府県教育委員会において、**早期に特別免許状を付与し、常勤の教諭として配置とすることが望ましい。**
→**特別非常勤講師として配置している間も、マイスター・ハイスクール事業推進委員会の構成員として、教育課程の刷新の検討に携わる役割を果たせるよう校内でもその立場を確立させること。**
※産業実務家教員の配置計画については、審査の際の重要な基準として設定する予定。

4. その他

- **人件費については、一定の範囲内で委託費から充当可能とすることとなるが、事業終了後は、管理機関(産業界、学校設置者、地方公共団体(市区町村等))において負担することとなることを見越して事業を計画すること。**
- 年間を通じて、少なくとも、週2~3コマは、実践的な実験・実習の授業を行うこと。
- 複数校を指定校とする場合には、**各指定校に産業実務家教員を配置すること。**

マイスター・ハイスクール運営委員会

- 本運営委員会は、**本事業の運営に関する全ての意思決定**を行う。
- 本運営委員会において、地方公共団体(主に基礎自治体)が掲げている、**地域産業の未来像**(「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」等に位置付けられている各地域の産業に関する数値目標等)を実現するため、**5年後、10年後を見据えた高等学校段階で育成すべき人物像の検討を行い、それに資する人材を育成するための実施計画としての「マイスター・ハイスクールビジョン」を策定するとともに、「マイスター・ハイスクールビジョン」の検証・改善、進捗管理**を行う。
- 本事業における**数値目標・指標を設定し、事業の進行に対する評価、指導・助言**を行う。
- 事業実行の統括者となる**マイスター・ハイスクールCEO** 及び実験・実習の指導者となる**産業実務家教員を選任**する。
- 想定される構成員は、指定校の校長、市区町村の首長、共同申請者である産業界の代表者等(〇〇株式会社取締役社長、□□商工会議所会頭、〇〇銀行頭取、等)、学校設置者の教育長(〇〇県教育長)、産業政策、地方創生、学校地域連携等に専門的知識を有する者(〇〇大学教授、株式会社◆◆取締役社長、□□銀行経営企画部長、等)

マイスター・ハイスクール事業推進委員会

- 本事業推進委員会は、マイスター・ハイスクール運営委員会が策定した**「マイスター・ハイスクールビジョン」に基づき、指定校における事業の具体的な実行**を行う。
- **マイスター・ハイスクールビジョンに基づき、育成すべき人材像の育成を行うのに必要な学科や年限の改変も含めた教育課程の刷新の方向性について、検討、決定**する。
- **教育課程については、産業界の動向等も踏まえ、原則毎年度検討・刷新を行うこととする。**
- **マイスター・ハイスクールCEO** を中心に、**指定校における事業の推進のために必要な連携機関**(高等教育機関、金融機関、産業界)との**連携を進める**。
- 想定される構成員は、**マイスター・ハイスクールCEO**、指定校の校長、地元基礎自治体の産業部局部長等、共同申請者である産業界の管理職等(〇〇株式会社部長、□□商工会議所部長、〇〇銀行地方創生担当部長、等)、学校設置者の教育委員会管理職(〇〇県教育委員会課長)、指定校内の本事業推進に係る分掌組織の代表(長、産業実務家教員) 等

2. 事業内容



□ 申請事業計画を作成するに当たっての考え方と計画書への記載内容イメージ

地方公共団体(市区町村、都道府県)が掲げる地域産業の未来像
(「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」等々)



<実現のための方策>

上記の未来像を実現するため、産業界、地方公共団体(市区町村、都道府県)、専門高校等が、5年後10年後を見据えた、専門高校における職業人材育成の在り方について検討し、申請事業計画を作成。

<申請事業計画書の主な記載事項>

- ①共同申請する学校設置者、産業界、地方公共団体(市区町村、都道府県)、及び事業を実施する学校(学科名、生徒数、教員数等を含む)の名称
- ②事業計画名、内容に関する事項
- ③「マイスター・ハイスクールビジョン」等に関する事項
- ④達成目標(定量的目標・定性的目標)に関する事項
- ⑤実施体制(管理機関、意思決定機関、事業推進機関)に関する事項
- ⑥マイスター・ハイスクールCEOに関する事項(経歴、配置計画等)
- ⑦産業実務家教員に関する事項(経歴、配置計画、担当する教科・科目、時数等)
- ⑦3ヶ年の事業計画に関する事項
- ⑧事業計画等の進捗状況の定期的な確認や改善の仕組みに関する事項
- ⑨成果の普及、国の指定期間終了後の取組に関する事項
- ⑩事業経費に関する事項

2. 事業内容

□ 連携パターン（例）



専門高校 (学校設置者)

- 単一高校型
 - ・〇〇工業高校
- 単一高校複数学科型
 - ・◇◇商工高校工業学科
 - ・◇◇商工高校商業学科
- 複数高校型
 - ・〇〇工業高校
 - ・△△農業高校
- 複数高校同一小学科型
 - ・〇〇工業高校機械科
 - ・□□工業高校機械科



産業界

(企業、商工会議所等の経済団体、農業協同組合及び漁業協同組合等の協同組合、地方銀行等の金融機関)

- 複数企業型
 - ・〇〇株式会社
 - ・◇◇株式会社
- 連合体型
 - ・△△商工会議所 等
- 組混合型
 - ・××協同組合 等
- 単一企業型
 - ・〇〇株式会社



地方公共団体 (市区町村・都道府県)

・〇〇市(県)産業部局

・〇〇市産業部局
・◇◇市産業部局

資料 2

令和3年度マイスター・ハイスクール事業（次世代地域産業人材育成刷新事業）
全体の流れ（イメージ）

令和3年1月14日（木）	公募開始 公募説明会（オンライン）
2月3日（水）	審査基準・審査要項公表
24日（水）	申請希望調書提出（①）
3月8日（月）	申請事業計画書等提出（②）
3月中旬～下旬	<審査>
4月	審査結果公表・指定内定 実施計画書等提出（③④）
5月	※予算成立の時期により契約時期が変更となります。 <契約締結> ⇒ 事業実施 実施計画変更申請書提出（必要な場合⑤） 委託事業完了（廃止）報告書提出（⑥）
令和4年3月31日（木）	<額の確定> 成果報告書提出（⑦）

※①～⑦は、資料3「提出資料一覧」の番号を参照

提出資料一覧

1. 公募時

提出資料	提出方法	提出期限	資料	番号
申請希望調書 (別紙様式 1)	電子メール	令和 3 年 2 月 24 日 (水) 正午必着	公募 要領	①
申請書かがみ (別紙様式 2)	電子メール	令和 3 年 3 月 8 日 (月) 正午必着		②
事業全体の概要が分かる ビジュアル資料 (別紙様式 3)				
申請事業計画書 (別紙様式 4)				
別紙様式 4 添付資料 (令和 3 年度在籍生徒の 3 年間の 教育課程表を入学年度ごと に作成したもの、学校のパン フレット)				
所要経費 (別紙様式 5、根拠資料)				
担当者名簿 (別紙様式 6)				
誓約書 (別紙様式 7)				

2. 指定内定後の契約時

提出資料	提出方法	提出期限	資料	番号
実施計画書 (別紙様式 1、教育課程表) 所要経費 (別紙様式 5)	電子メール 又は紙媒体	指定内定後別途連絡	委託 要項	③
H P 公表用資料等文部科学	電子メール	指定内定後別途連絡		④

省が依頼する資料				
----------	--	--	--	--

3. 委託契約後

提出資料	提出方法	提出期限	資料	番号
実施計画変更申請書 (別紙様式2)	電子メール	変更を希望する一月程度 前まで	委託 要項	⑤

4. 事業完了時

提出資料	提出方法	提出期限	資料	番号
委託事業完了(廃止)報告書 (別紙様式3) 完了決算書 (別紙様式4)	電子メール 又は紙媒体	契約書に記載	契約 書	⑥
成果報告書	電子メール 及び紙媒体	契約書に記載		⑦

マイスター・ハイスクール事業実施要項

令和 3 年 1 月 1 4 日
文 部 科 学 大 臣 決 定

1. 趣旨

第 4 次産業革命の進展、デジタルトランスフォーメーション、6 次産業化等、産業構造や仕事内容は急速に変化しており、アフターコロナ社会においては、こうした変化が一層急激になることが予見される中、産業人材育成を担う専門高校においては、成長産業化を図る産業界と絶えず連動した職業人材育成システムの刷新・構築が喫緊の社会的要請になっている。

これに対応するため、職業教育を主とする学科を置く高等学校及び中等教育学校の後期課程等（以下「専門高校等」という。）と成長産業化に向けた革新を図る産業界等が一体・同期化し、地域の持続的な成長を牽引するための、絶えず進化する最先端の職業人材育成システムを構築し、成果モデルを示すことで、全国各地で地域特性を踏まえた取組を加速化させることを目指す。

2. 事業目的

文部科学省は、上記趣旨の達成のため、専門高校等と産業界、地方公共団体が一体となって最先端の職業人材育成システムを構築するとともに、上記趣旨の達成に必要な専門高校等の職業人材育成にかかる教育課程等の改善に資する実証的資料を得るための研究開発（実践的な研究を含む。以下同じ。）を行う取組を「マイスター・ハイスクール事業」（以下、「本事業」という。）として認定し、その中核となる専門高校等をマイスター・ハイスクール（以下、「指定校」という。）に指定する。

3. 管理機関等

- (1) 本要項においては、本事業を実施する機関を「管理機関」と称することとし、管理機関は、指定校の設置者（国立の高等学校等を設置する国立大学法人、公立の高等学校等を所管する教育委員会、私立の高等学校等を設置する学校法人）、産業界（企業、商工会議所等の経済団体、農業協同組合、漁業協同組合等の協同組合、地方銀行等の金融機関）、地方公共団体（市区町村・都道府県）の 3 者により構成される。
- (2) 管理機関は、本事業を実施するとともに、指定校における取組の進捗を管理し、必要な支援を行うものとする。
- (3) 管理機関は、本事業の運営に関する意思決定、評価等を行う「マイスター・ハイスクール運営委員会」を設けることとする。
- (4) 「マイスター・ハイスクール運営委員会」は、指定校の校長及び管理機関の 3 者の代表者をはじめ、産業政策、地方創生、学校地域連携等に専門的知識を有する者で構成するとともに、専門的見地から指導助言に当たることとする。
- (5) 管理機関は、「マイスター・ハイスクール運営委員会」の下に、「マイスター・ハイスクール事業推進委員会」を設けることとし、当該運営委員会の決定事項に基づき、指定校において本事業を実行する。
- (6) 「マイスター・ハイスクール運営委員会」は、指定校の取組の統括者の役割（教育課程の検討・編成、実施方法の検討、高等教育機関、産業界等との連携等を行う）を担う者を「マイスター・ハイスクール CEO」として、産業界や地方公共団体の人材から選任し、「マイスター・ハイスクール事業推進委員会」の委員長とする。
- (7) 「マイスター・ハイスクール運営委員会」は、産業界の最先端の技術・知識等を指定校において指導する役割を担う者を「産業実務家教員」として、産業界等の人材から選任する。

4. 認定・指定の手続

- (1) 本事業の実施を希望する管理機関は、文部科学省にマイスター・ハイスクール事業にかかる申請書（以下「事業申請書」という。）を連名により提出するものとする。事業申請書には指定校に関する同意書を添付するものとする。
- (2) 文部科学省は、11. に掲げる「マイスター・ハイスクール事業企画評価会議」（以下、「企画評価会議」とする。）において、提出された事業申請書を審査し適切と認めるときは、本事業の実施を認定するとともに、指定校に指定する。

5. 事業の委託

文部科学省は、本事業の実施について、管理機関の内、代表となる者と委託契約を締結する。

6. 研究開発の実施

指定校においては、成長産業化を図る産業界と絶えず連動した職業人材育成に資する教育を重点的に実施し、これに関する教育課程等の改善に資する実証的資料を得るため、現行教育課程の基準の下での教育課程等の改善に関する研究開発のほか、学校教育法施行規則第85条（同規則第108条第2項で準用する場合を含む。）並びに第79条及び第108条第1項で準用する第55条に基づき、現行教育課程の基準によらない教育課程を編成、実施して研究開発を行うことができる。

7. 事業の運営

- (1) 文部科学省は、管理機関から提出された事業申請書の審査及び評価等を行うため、企画評価会議を開催する。
- (2) 文部科学省は、事業の実施状況及び経理処理状況について、管理機関及び指定校に対し聴取及び実地に調査することができる。

8. 認定・指定及び委託の期間

事業の委託は会計年度毎に行うが、事業の認定・指定期間は、原則として3年間とする。

9. 実績の報告

管理機関は、本事業における研究開発等の成果・実績を年度毎に文部科学省に報告するものとする。

10. 委託経費等

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で、本事業の実施に当たり必要な経費を支出する。
- (2) 文部科学省は、必要に応じ、委託に係る研究開発等の経理処理状況について実態調査を行うものとする。

11. マイスター・ハイスクール事業企画評価会議

- (1) 文部科学省に、企画評価会議を置き、本事業の審査・評価を行う。
- (2) 企画評価会議は、産業政策、地方創生、学校地域連携等に専門的知識を有する者をもって構成する。
- (3) 企画評価会議は、管理機関及び指定校から、事業の実施状況等について、聴取することができる。
- (4) 企画評価会議は、13. に掲げる調査研究機関等から、調査結果として管理機関及び指定校の取組状況について、報告を受けるものとする。
- (5) 企画評価会議は、管理機関に対して、定期的に事業の評価を行う。

12. 文部科学大臣の講ずる措置

文部科学大臣は、管理機関における本事業の取組及び指定校における研究開発の内容

が、趣旨及び事業目的に反し、又は沿わないと判断されるときは、企画評価会議の意見を聴いて、指定の解除を含めた必要な措置を講ずる。

13. P D C Aサイクル構築のための調査研究

本調査研究においては、管理機関における本事業の取組及び指定校における研究開発等の取組について成果指標等の作成やその検証を行い、当該事業の改善、P D C Aサイクルの構築及び運用を推進する取組を実施する。また、成果の普及に関する取組、成果と課題を踏まえた、本事業の在り方を研究する。

本調査研究は、調査研究機関等に委託することとし、当該調査研究機関等は、本事業における管理機関及び指定校の取組状況の把握等を行うものとする。

この他、本取組の実施に当たり必要な事項については、「マイスター・ハイスクール事業」にかかるP D C Aサイクル構築のための調査研究委託要項等による。

14. その他

管理機関及び指定校は、13. の調査研究において、調査研究機関等が実施する本事業の取組等に対する調査等について協力するものとする。この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、マイスター・ハイスクール事業委託要項等による。

マイスター・ハイスクール事業
委託要項

令和3年1月14日
初等中等教育局長決定

1. 趣旨

第4次産業革命の進展、デジタルトランスフォーメーション、6次産業化等、産業構造や仕事内容は急速に変化しており、アフターコロナ社会においては、こうした変化が一層急激になることが予見される。このため、文部科学省は、職業教育を主とする学科を置く高等学校及び中等教育学校の後期課程等（以下「専門高校等」という。）と成長産業化に向けた革新を図る産業界、地方公共団体（地区町村、都道府県）が一体となって、地域の持続的な成長を牽引するための、絶えず進化する最先端の職業人材育成システムを構築するとともに、産業界等と一体となって最先端の職業人材育成に資する教育課程等に関する研究開発（実践的な研究を含む。以下同じ。）を行う取組を「マイスター・ハイスクール事業」（以下、「本事業」という。）としてを認定し、その中核となる専門高校等をマイスター・ハイスクール（以下「指定校」という。）に指定し、高等学校教育改革を推進する。

2. 委託内容

管理機関においては、専門高校等と産業界、地方公共団体が一体となった最先端の職業人材育成システムを構築するため、事業の運営に関する意思決定を行うマイスター・ハイスクール運営委員会の設置や指定校の取組の統括者の役割を果たすマイスター・ハイスクール CEO の配置等、事業の実施体制を整備するとともに、指定校における本事業の進捗を管理し、当該学校に対し必要な指導・助言・支援等の取組を行う。

マイスター・ハイスクール運営委員会は、地域産業の未来像を踏まえた、5年後10年後を見据えた高校段階の人材育成の在り方を検討して「マイスターハイスクールビジョン」として示し、指定校においては、「マイスター・ハイスクールビジョン」に基づき、成長産業化に向けて革新を図る産業界と一体となって最先端の職業人材育成に資する教育課程等の研究開発を行う。

3. 委託先

本事業を共同で実施する学校設置者（国立の高等学校等を設置する国立大学法人、公立の高等学校等を所管する教育委員会、私立の高等学校等を設置する学校法人）、産業界（企業、商工会議所等の経済団体、農業協同組合及び漁業協同組合等の協同組

合、地方銀行等の金融機関）、地方公共団体（市区町村・都道府県）等を、「管理機関」と称することとする。本事業への申請は、本事業の実施を希望する管理機関が連名で行うこととするが、文部科学省は、管理機関の内、代表となる者と本事業の委託契約を締結する。

4. 本事業の実施方法

管理機関においては、専門高校等を核とし、産業界等と一体・同期化して行う最先端の職業人材育成システムを構築するため、事業の運営に関する意思決定を行うマイスター・ハイスクール運営委員会の設置、指定校において事業の実行を行うマイスター・ハイスクール事業推進委員会の設置、指定校の取組の統括者の役割を担うマイスター・ハイスクール CEO の配置等を行うことにより、事業の実施体制を整備するとともに、指定校における取組の進捗を管理し、マイスター・ハイスクール運営委員会と連携しつつ、当該学校に対し必要な指導・助言・支援等を行う。

指定校においては、マイスター・ハイスクール運営委員会が策定した「マイスター・ハイスクールビジョン」に基づき、教育課程の検討、編成等の研究開発を実施し、絶えず進化する最先端の職業人材育成に資する教育課程等の研究開発を行う。

5. 委託期間

委託期間は、原則として3年間とする。ただし、委託契約については年度毎に締結することとし、契約期間は委託を受けた日から契約書で定める日までとする。なお、年度毎の実績や、次年度以降の事業計画を踏まえつつ、継続することが妥当であると判断された取組を次年度の対象とする。

6. 委託手続

- (1) 指定内定後、委託を受けようとする管理機関の代表は、実施計画書（別紙様式 1）及び所要経費積算表（別紙様式 5-1）を文部科学省に提出する。
- (2) 文部科学省は、管理機関の代表から提出された実施計画書等の内容を確認し、適切であると認めた場合、委託契約を締結する。なお、文部科学省は、必要に応じて当該計画の見直しを求めることができる。

7. 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で本事業に要する経費（諸謝金、旅費、借損料、会議費、通信運搬費、消耗品費、雑役務費、人件費、設備備品費、消費税相当額、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、委託費を、額の確定後、委託先の請求により支払うものとする。
ただし、委託先が事業の完了前に必要な経費の支払を受けようとし、文部科学

- 省が必要であると認めるときは、契約額の全部又は一部を概算払するものとする。
- (3) 契約締結及び支払を行う場合には、国の契約締結及び支払に関する規定の趣旨に従い、経費の効率的な使用に努めること。
 - (4) 事業の実施過程において、各事業計画の内容を変更しようとするときは、実施計画変更申請書（別紙様式2）を文部科学省に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、各事業計画のうち経費のみを変更する場合で、契約額の総額に影響を及ぼさず、経費区分間で増減する額が各事業計画額の20%を超えない場合についてはこの限りではない。
 - (5) 委託費の収入及び支出に当たっては、帳簿を備え、領収書等の支払を証する書類等を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から5年間保存する。

8. 再委託

- (1) 委託を受けた事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、再委託することが本事業等を実施する上で合理的であると認められるものについては、一部を再委託することができる。
- (2) 事業の一部を再委託しようとする場合は、再委託申請書（別紙様式5-3）及び再委託先積算（別紙様式5-2）を記載の上、文部科学省に提出し、承認を受けることとする。再委託の承認後、再委託先の相手方の変更等履行体制に関する事項の内容に変更が生じた場合も同様とする。
- (3) 再委託先は、再委託を受けた事業を第三者に委託（再々委託）することはできない。

9. 事業完了の報告

- (1) 委託先は、事業が完了したとき、廃止、解除又は中止（以下「廃止等」という。）の承認を受けたときは、収支金額を確定の上、事業が完了した日から10日を経過した日又は委託契約が終了する日のいずれか早い日までに、詳細に記載した完了報告書（別紙様式3）、完了決算書（別紙様式4-1～4）及び支出を証明できる領収書等の写しを文部科学省に提出すること。
- (2) 委託先は、事業の成果普及等のため、上記（1）の事業完了報告書等のほか、成果物（成果報告書を含む。）を文部科学省に提出するものとする。
- (3) 成果物については、委託先においてもホームページに掲載するなど、成果普及に努めること。

10. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記9.により提出された事業完了報告書及び事業完了決算書

について、検査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し、委託先に対して通知するものとする。

(2) 上記(1)の確定額は、本事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

(3) 文部科学省は、上記(1)において、適正な経費執行がなされていない場合、経費の全部又は一部について、返納を求めることができる。

1 1. 資産の管理

本事業において取得した設備備品(取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上のもの)については、事業期間中善良なる管理者としての注意義務を負って管理するとともに、委託費の額の確定後速やかに文部科学省に財産権を移転するものとする。

また、設備備品の無償貸付け、亡失、損傷、返納、処分に当たっては、文部科学省の承認(内容により報告)を必要とするものとする。

1 2. 知的財産について

本事業において発生した知的財産権は、事業終了時に原則として文部科学省に無償で譲渡するものとする。ただし、技術、プログラム又はコンテンツに係る知的財産権については、一定の条件の下で所定の手続を行うことにより、当該権利を文部科学省に譲渡せず委託先に帰属させることができる。

1 3. 委託の取消し

(1) 文部科学省は、委託先が委託要項等に係る違反をしたとき、実施に当たり不正又は不当な行為をしたとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは委託契約を解除することができる。

(2) 文部科学省は、上記(1)による場合で、概算払により既に経費を支出した場合については、経費の全部又は一部について、返納を求めることができる。

(3) 上記(1)により経費の返納を求められたときは、文部科学省歳入徴収官の発する納入告知書により返納しなければならない。

1 4. その他

(1) 文部科学省は、委託先による本事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正処置を講ずるよう求めることができる。

(2) 文部科学省は、必要があると認めたときは、委託先に対して本事業の実施状況、委託費の使途、その他必要な事項について報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

- (3) 本事業によって実施する取組が、他の事業の委託費又は補助金等による財政的措置を受けている場合は、本事業経費として支出することはできない。
- (4) 文部科学省は、委託業務の実施に当たり、委託先の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (5) 管理機関は、成果のWEB上での公開や成果報告書等の配布、必要に応じて活用状況の把握を行うなど、本事業により得られた成果が広く普及・活用されるよう努めるものとする。また、文部科学省が行う事業成果の活用状況の把握等に協力するものとする。
- (6) この要項に定めのない事項で本事業の実施に必要な事項は、初等中等教育局委託事業事務処理要領によるほか、文部科学省が必要に応じて別途定めるものとする。

令和3年度 マイスター・ハイスクール事業

公募要領

目次

1. 事業の背景・目的	2
2. 事業の概要	
(1) 事業概要	2
(2) 指定の対象	2
(3) 事業の申請者	2
(4) 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項	3
(5) 指定予定件数	3
(6) 申請要件	3
(7) マイスター・ハイスクールCEO及び産業実務家教員について	4
(8) 実施期間	5
(9) 委託額上限	5
(10) 経費	6
3. 審査方法	9
4. 事業の実施	
(1) 公募及び契約締結	9
(2) 指定時に付された意見又は条件の反映	9
(3) PDCAサイクル構築のための調査研究との協力	9
(4) 完了報告書及び完了決算書の提出	9
(5) 成果の普及	10
5. 提出書類	
(1) 提出書類	10
(2) 提出期限	10
(3) 提出先	11
(4) 提出方法	11
(5) 留意事項	13
6. その他	
(1) 事業の申請者の留意事項	13
(2) 事業の評価等	13
(3) 公表等	14
7. 問合せ先	14
8. 今後のスケジュール	14

1. 事業の背景・目的

第4次産業革命の進展、デジタルトランスフォーメーション、6次産業化等、産業構造や仕事内容は急速に変化しており、アフターコロナ社会においては、こうした変化が一層急激になることが予見される中、産業人材育成を担う専門高校においては、成長産業化を図る産業界と絶えず連動した職業人材育成システムの刷新・構築が喫緊の社会的要請になっています。

これに対応するため、職業教育を主とする学科を置く高等学校及び中等教育学校の後期課程等（以下「専門高校等」という。）と成長産業化に向けた革新を図る産業界等が一体・同期化し、地域の持続的な成長を牽引するための、絶えず進化する最先端の職業人材育成システムを構築し、成果モデルを示すことで、全国各地で地域特性を踏まえた取組を加速化させることを目指します。

上記趣旨の達成のため、専門高校等と産業界、地方公共団体が一体となって最先端の職業人材育成システムを構築するとともに、上記趣旨の達成に必要な専門高校等の職業人材育成にかかる教育課程等の改善に資する実証的資料を得るための研究開発（実践的な研究を含む。以下同じ。）を行う取組を「マイスター・ハイスクール事業」（以下、「本事業」という。）として認定し、その中核となる専門高校等をマイスター・ハイスクール（以下、「指定校」という。）に指定し、高校改革を推進する。

2. 事業の概要

(1) 事業概要

本事業は、専門高校等と産業界、地方公共団体が一体となった最先端の職業人材育成システムを構築するため、事業の運営に関する意思決定を行うマイスター・ハイスクール運営委員会の設置や指定校の取組の統括者の役割を果たすマイスター・ハイスクール CEO の配置等、事業の実施体制を整備するとともに、指定校における本事業の進捗を管理し、当該学校に対し必要な指導・助言・支援等の取組を行う。

マイスター・ハイスクール運営委員会は、地域産業の未来像を踏まえた、5年後10年後を見据えた高校段階の人材育成の在り方を検討して「マイスターハイスクールビジョン」として示し、指定校においては、「マイスター・ハイスクールビジョン」に基づき、成長産業化に向けて革新を図る産業界と一体となって最先端の職業人材育成に資する教育課程等の研究開発を行う。

(2) 指定の対象

本事業においては、職業を主とする専門学科（農業に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科、水産に関する学科、家庭に関する学科、看護に関する学科、情報に関する学科及び福祉に関する学科をいう。）又は総合学科（職業に関する教科・科目を25単位以上開設している場合に限る。）を置く高等学校及び中等教育学校の後期課程取組を対象とする。

(3) 事業の申請者

事業の申請者は、指定校の設置者（国立の高等学校等を設置する国立大学法人、公立の高等学校等を所管する教育委員会、私立の高等学校等を設置する学校法人）、産業界（企業、商工会議所等の経済団体、農業協同組合及び漁業協同組合等の協同組合、地方

銀行等の金融機関)、地方公共団体(市区町村・都道府県)の3者が共同で文部科学大臣あてに行うこととします。

(4) 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- ② 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の処置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 指定予定件数

15件程度(指定件数は「マイスター・ハイスクール事業企画評価会議」において決定する。)

(6) 申請要件 ※①～⑨については、すべてを満たすこと

マイスター・ハイスクール事業の実施にあたっては、①～⑨について取り組むこと。

- ① 管理機関は、本事業の運営に関する意思決定、評価等を行う「マイスター・ハイスクール運営委員会」を設置すること。

- ② マイスター・ハイスクール運営委員会は、地方公共団体(市区町村、都道府県)が掲げる地域産業の未来像(「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」等に位置付けられている各地域の産業に関する数値目標等)を実現するため、5年後10年後を見据えた高校段階で育成すべき人材像の検討を行い、それに資する人材を育成するための実施計画としての「マイスター・ハイスクールビジョン」を策定するとともに、「マイスター・ハイスクールビジョン」の検証・改善、進捗管理をすること。また、マイスター・ハイスクール事業推進委員会及び指定校の取組に対し、検証・評価及び指導・助言を行うこと。

- ③ マイスター・ハイスクール運営委員会は、本事業実施の統括者の役割を果たすマイスター・ハイスクールCEOを、産業界等(地方公共団体(主に基礎自治体である市区町村を想定)、地方銀行等の金融機関、企業、商工会議所等の経済団体、農業協同組合及び漁業協同組合等の協同組合)等の現役役職者(部長級相当職等を想定)から選任し、マイスター・ハイスクール事業推進委員会の委員長とするとともに、学校設置者は、マイスター・ハイスクールCEOを指定校に管理職等として配置すること。(詳細については、「(7)①マイスター・ハイスクールCEO」を参照)

- ④ マイスター・ハイスクール運営委員会は、産業界の最先端の技術・知識等を指定校において指導する産業実務家教員になる人材を産業界等の人材から選任するとともに、学校設置者は、産業実務家教員に特別免許状を付与し、指定校に常勤の教諭等としてとして配置すること。指定校においては、実験・実習を中心に年間を通して産業実務家教員による担当授業を設定すること。(詳細については、「(7)②産業実務家教員」を参照)

- ⑤ 管理機関は、マイスター・ハイスクール運営委員会の決定事項に基づき、本事業を実行するマイスター・ハイスクール事業推進委員会をマイスター・ハイスクール運

営委員会の下に設置すること。

- ⑥ マイスター・ハイスクール事業推進委員会は、「マイスター・ハイスクールビジョン」に基づき、育成すべき人材像の育成に必要な学科や年限の改編も含めた教育課程の刷新の方向性を検討、決定。（指定校の教育課程における研究開発に当たっては、必要に応じて、学校設定教科・科目の設定、教育課程の特例を活用した取組等を行うこと。）
- ⑦ 指定校においては、産業界等において、産業界等の施設・設備を活用し、体系的な授業・実習を一定程度実施すること。その際、管理機関（学校設置者、産業界、地方公共団体（市区町村・都道府県））は、指定校が産業界等の施設内で授業・実習を行えること及び産業界等の施設・設備を共同利用できることについて、「マイスター・ハイスクールビジョン」の中に含めておくこと。
- ⑧ 管理機関は、文部科学省による委託期間終了後においても本事業における取組を継続的に取り組むこと。
- ⑨ 管理機関は、絶えず進化する最先端の職業人材育成システムの構築及びそれに資する教育課程等に関する研究開発の成果普及を実施するために、指定校と連携しながら、随時管理機関や学校の Web ページ等で成果を発信するとともに、研究成果報告会を行うこと。

（7）マイスター・ハイスクール CEO 及び産業実務家教員について

①マイスター・ハイスクール CEO

（i）人物像について

産業界等（地方公共団体（主に基礎自治体である市区町村を想定）、地方銀行等の金融機関、企業、商工会議所等の経済団体、農業協同組合及び漁業協同組合等の協同組合）の現役役職者（部長級相当職等を想定）の出向。

（ii）役割について

- ・マイスター・ハイスクール事業推進委員会の委員長となり、「マイスター・ハイスクールビジョン」実行の中心人物として、職業人材育成システムを構築し、指定校における取組の実行を統括する役割を担う。
- ・指定校における取組の実行の統括者として、学科や年限の改変も含めた教育課程の刷新の方向性を検討、決定し、高等教育機関（大学、高専、専門学校）、金融機関、産業界との連携等を行う。

（iii）身分等について

- ・常勤職員として、校長、副校長、教頭として配置することを想定しているが、初年度から常勤職員として配置が困難な場合は、非常勤職員として任用することも可能とするが、その場合でも出来る限り、早期に管理職とすることが望ましい。
- ・非常勤職員として配置している間も、事業の統括者としての役割を果たせるよう校内でもその立場を確立させること。

※マイスター・ハイスクール CEO の配置計画については、審査の際の重要な基準として設定する予定。

（iv）その他

- ・複数校を対象とする場合には、各指定校にマイスター・ハイスクール CEO を配置することを原則とし、そのうち1名がマイスター・ハイスクール事業推進委員会の委

員長となること。

② 産業実務家教員

(i) 人物像について

- ・成長産業化に必要な資質能力を育成するために、例えば高校生が社会で活躍する数年先において社会実装される技術等に係る知見も有する技術者・研究者等（地域の産業特性に応じた最先端の技術（数年後に社会実装されることも視野に入れた）に携わっている技術者・研究者、現在地域の市場化に至らない魅力を成長産業化に変革する取組に携わっている実務家・学識者等、成長産業化に必要な資質能力を育成することに資する実務経験が豊かな者）。
- ・産業界等からの出向または兼務。

(ii) 役割について

- ・指定校における実験・実習において、産業界の最先端の技術・知識等の指導を主に担当するとともに、指定校内の本事業推進に係る分掌組織に属し、当該組織の長を補佐し、特に産業界と一体となった教育課程の企画に関して統括する。
- ・年間を通じて、少なくとも、週2～3コマは、実践的な実験・実習の授業を行うこと。

(iii) 身分等について

- ・特別免許状を付与し、常勤の教諭として配置することを想定しているが、初年度からの常勤の教諭として配置が困難な場合は、特別非常勤講師制度を活用し、非常勤講師として配置することも可能とする。なお、その場合でも出来る限り、都道府県教育委員会において、早期に特別免許状を付与し、常勤の教諭として配置とすることが望ましい。
- ・特別非常勤講師として配置している間も、マイスター・ハイスクール事業推進委員会の構成員として、教育課程の刷新の検討に携わる役割を果たせるよう校内でもその立場を確立させること。

※産業実務家教員の配置計画については、審査の際の重要な基準として設定する予定。

(iv) その他

- ・複数校を指定校とする場合には、各指定校に産業実務家教員を配置すること。

(8) 実施期間

実施期間は原則として3年間とします。ただし、委託契約については年度ごとに締結することとし、委託契約期間は委託を受けた日から契約書で定める日までとします。

なお、年度ごとの実績や、翌年度以降の事業計画を踏まえつつ、継続することが妥当であると判断されれば次年度も対象とします。

また、国の財政事情や事業の評価結果等により、当該実施期間を必ず保証するものではありません。

(9) 委託額について

事業内容を踏まえ、以下のとおりとします。

1件当たりの年間経費支援額

1,200万円 程度

※上記支援額は、当該会計年度において、マイスター・ハイスクール CEO や産業実務家教員が年間を通して恒常的に学校に配置された場合の金額の目安であることにご留意ください。

最終的な委託金額は、「マイスター・ハイスクール事業企画評価会議」（以下「企画評価会議」という。）において、事業の規模及び本事業全体の予算額等に応じて調整します。なお、指定2年目以降の委託金額については、事業の計画、前年度の実績、執行状況及び本事業全体の予算額等を勘案して検討します。

（10）経費

本事業に係る経費は、指定内定後、改めて別途提出を求める実施計画書（マイスター・ハイスクール事業委託要項（以下「委託要項」という。）6.（1）に基づき、文部科学省と管理機関がその計画について調整を行った上で委託契約を締結し、適当と考えられる経費に関して、初等中等教育振興事業委託費（「マイスター・ハイスクール事業」）により、文部科学省から措置を行うこととします。

なお、特定の研究開発事業に取り組む際には、学校における働き方改革を推進しつつ、様々な資源を集中的・効率的に活用し、取り組むことが適当であることも踏まえ、文部科学省が実施する職業教育を主とする学科等のみを対象とした研究開発事業の指定を受けている高等学校等の場合、本事業の指定を重複して受けることは原則としてできません。

また、本事業において指定校となる高等学校等が、同時に上記の研究開発事業以外の国の事業を実施する場合には、同一の取組に対して複数の事業から経費を措置することはできないので、それぞれの事業の目的及び趣旨を適切に整理した上で計画することが必要です。

本事業において使用できる経費の種類は、以下のとおりとします。

経費区分一覧表

経費区分	内容例 (事業に必要不可欠な経費のみ)	積算基礎・備考
1. 諸謝金	<ul style="list-style-type: none"> 委員会謝金 産業実務家教員謝金 等 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県・市町村等管理機関における基準単価。 ただし、著しく高いものは不可。
2. 旅費	<ul style="list-style-type: none"> マイスター・ハイスクール CEO、産業実務家教員、指定校の教員等の連携交渉、学習活動の引率、教員研修に係る費用（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費） 生徒の学習活動・実習に係る費用（交通費、宿泊費） 成果発表会等への参加旅費 等 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県・市町村等における旅費規程。 電車代はグリーン車不可、航空運賃はエコノミークラスのみ。 旅行先、泊数を明記。 タクシーを利用する場合は、利用することが相当と認められる場合に限る
3. 借損料	<ul style="list-style-type: none"> 物品借料（バス借り上げ等） 	<ul style="list-style-type: none"> 市場の相場と比して著しく高いものは不可。
4. 会議費	<ul style="list-style-type: none"> 会場借料（会議や発表会等の開催） 外部有識者の出席する会議開催等に伴うお茶代 	<ul style="list-style-type: none"> 実費。 市場の相場と比して著しく高いものは不可。 原則として受託機関の諸規則によるものとし、社会通念上常識的な範囲に限る。

5. 通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・はがき代／郵券代／郵便小包 ・電話代／パソコン通信費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・実費。 ・市場の相場と比して著しく高いものは不可。 ・電話代等の通信費は、支出根拠が明確かつ本事業における使用分を分けることができる場合に限る。
6. 消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・用紙代 ・記録用 CD/DVD 等 ・トナー代／インク代 	<ul style="list-style-type: none"> ・実費。 ・市場の相場と比して著しく高いものは不可。
7. 雑役務費	<ul style="list-style-type: none"> ・発表会開催に係るイベント運営業務 ・その他上記に属さない経費（振込手数料、保険料等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・雑役務費における業務委託は、本事業を遂行する上で必要となる補完的な定型業務に限る。 ・支出の詳細が分かるようにすること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・教材作成費 ・報告書作成費 	<ul style="list-style-type: none"> ・実費。 ・市場の相場と比して著しく高いものは不可。 ・用紙代は消耗品費に計上。 ・部数は常識的な範囲に限る。
8. 人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・マイスター・ハイスクール CEO ・産業実務家教員 ・事務補助員 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校設置者において雇用（常勤または非常勤）。 ・マイスター・ハイスクール CEO、産業実務家教員の人件費について、一定の範囲内で委託費から充当可能。
9. 設備備品費	<ul style="list-style-type: none"> ・実習に係る設備備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・リースにより対応できる場合で、購入費用よりリースの方が安価の場合は計上不可
10. 消費税相当額	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 ・外国旅費 等の不課税経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・課税事業者の場合のみ、左記に係る消費税相当額（10%）を計上
11. 一般管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業分として経費の算定が難しい光熱水料等に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の直接経費（事業費、人件費、設備備品費）に一定の率（一般管理費率）を乗じて算定した額（10%を上限） ・地方公共団体以外が申請する場合に限る。
12. 再委託費		<ul style="list-style-type: none"> ・再委託が合理的であると認められた場合のみ一部可

① 人件費・謝金について

マイスター・ハイスクール CEO、産業実務家教員の人件費について、一定の範囲内で委託費から充当可能とします。なお、本事業業終了後は、管理機関（産業界、学校設置者、地方公共団体（市区町村等））において負担することとなることを見越して事業を計画すること。

<留意事項>

- ・人件費には、社会保険（事業主負担を含む）・労災保険・健康保険、通勤費等を含む。
- ・事業の申請者が独自に負担することにより、職種毎に複数名を雇用することも可能。

② 消費税相当額について

文部科学省において実施されている委託業務は、「役務の提供」（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 2 条第 1 項第 1 2 号）に該当することから、原則として業務経費の全体が課税対象となります。したがって、積算した業務経費全体に消費税相当額を計上することとなります。ただし、消費税込みの金額となっている経費には消費税が既に含まれてお

り、消費税相当額を別途計上すると二重計上となるため注意が必要です。

委託金額の積算に当たっては、課税事業者と免税事業者とでは次に掲げるとおり取扱いが異なりますので、下記の「課税対象表」を参照の上、適切な消費税額を計上してください。

(i) 課税事業者の場合（私立学校等）

事業実施過程で取引の際に消費税を課税することとなっている経費（以下「課税対象経費」という。）は消費税額を含めた金額を計上し、課税対象経費以外の経費（不課税経費）は消費税相当額を別途計上します。

(ii) 免税事業者の場合（地方公共団体）

消費税を納める義務を免除されています。そのため、**不課税経費に対し消費税相当額を別途計上しません（消費税相当額は0円となります。）**。課税対象経費について、消費税額を含めた金額を各経費区分に計上してください。

種別	内訳等	対象	注意事項等
人件費		不課税	消費税相当額算出 ※給与として交通費を含めている場合交通費は消費税込みなので留意
諸謝金		課税対象	※委託先の基準により、税込金額か税別金額か取扱が異なるので要確認。給与として支給される場合は賃金と同様。
旅費（国内）	日当・宿泊費・運賃	課税対象	通常は税込金額
旅費（外国旅費）	航空運賃	不課税	消費税相当額算出
	外国宿泊費・日当	不課税	消費税相当額算出
借損料		課税対象	
消耗品費		課税対象	
会議費		課税対象	
通信運搬費		課税対象	切手は税込金額
雑役務費		課税対象	
設備備品費		課税対象	

③ 委託費の対象外となる取組について

(i) 本事業の趣旨・目的に照らして関連性の不明確な取組

本事業の趣旨・目的に照らして直接関連しない取組については対象外とします。

(ii) 個人の取組

- a. 生徒、教職員が個人として、研修の受講やコンクールへの参加などを行う場合、受講料・参加費・旅費は対象外とします。ただし、マイスター・ハイスクール事業の活動の一環として学校単位やクラブ単位で生徒が参加する場合に必要な経費は、対象とします。
- b. 学会、団体や協会等に会員として登録する場合の登録費、入会金、年会費等は対象外

とします。

- c. 外部有識者が出席する会議の開催に必要なお茶代（菓子等は含まない。）等を除き、飲食費は対象外とします。

④ 設備備品費について

専門高校と産業界等が一体となって最先端の職業人材を育成するために必要な設備備品を計上することを可能とします。（単価10万円以上かつ耐用年数1年以上のもの）

3. 審査方法

審査につきましては、後日公表する審査要項等をご参照ください。

4. 事業の実施

(1) 公募及び契約締結

この公募は、令和3年度予算成立後に直ちに事業を開始できるよう、本予算成立前に始める公募であることから、国会における本予算成立までの間、当該事業の実施の可否や事業内容・規模、事業開始時期等に変更が生じる可能性があることに留意してください。

また、国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約書締結後に生じた経費のみが委託費の対象となることに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

(2) 指定時に付された条件の反映

管理機関は、事業の実施に当たっては、企画評価会議による申請事業計画等の内容についての改善のための条件を踏まえて実施するよう御留意ください。以下の「6. (2)」に記載する事業の評価においては、この条件への対応状況についても評価対象となります。

(3) PDCA サイクル構築のための調査研究との協力

本事業においては、高等学校等における事業実施の取組について、成果指標の作成やその検証を行い、PDCAサイクルの構築及び運用の推進や、取組の成果の普及に関する調査研究を行う予定です。

管理機関においては、当該調査研究の代表機関が実施する調査研究に協力し、連携しながら学校における取組を行う必要があります。

(4) 完了報告書及び完了決算書の提出（委託要項9を参照）

指定された事業の申請者は、事業の実施状況について外部評価を行い、助言を得るとともに、毎年度の目標達成状況を含め、実施計画の実施状況につき適切な評価を行い、毎年度、事業の進捗状況とともに完了報告書（委託要項（別紙様式3））を提出してください。

また、毎年度、経費の使用実績に関する完了決算書（委託要項（別紙様式4-1～4））を作成し、文部科学省へ提出してください。

なお、提出された書類において、事業の実施に不十分な部分が認められる場合には、文部科学省は管理機関に対し、改善を求めることとします。

また、本事業の実施に伴い作成する成果物（事業概要・説明資料、冊子、パンフレット

等)については、他の高等学校や都道府県等に対して研究開発した成果を普及することを目的として作成し、完了報告書等に添えて提出してください(紙媒体10部及び電子媒体)。

(5) 成果の普及

本事業による成果については、国民・社会に対しての説明責任を果たすとともに、他の高等学校等に対する情報提供を通じた成果の幅広い普及の観点から、文部科学省ホームページ等により随時公表します。

5. 提出書類

(1) 提出書類

①別紙様式1～7

本事業趣旨及び目的等を十分に踏まえて、所定の様式(別紙様式1～7)で調書を作成し、文部科学大臣宛に申請してください。様式は、文部科学省のホームページからダウンロードしてください。

・ https://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/detail/mext_00095.html

・ <http://www-gpo3.mext.go.jp/MextKoboHP/list/kp010000.asp> (政府調達HP)

②後日公表する審査要項等に記載予定の「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写しを添付してください。

③誓約書

地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人以外が事業の申請者となる場合は、別紙様式7「暴力団等に該当しない旨の誓約書」を提出してください。「暴力団等に該当しない旨の誓約書」を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、委託契約を無効とします。

申請に当たっての各書類の提出については、下記一覧の左欄に記載の本事業の指定校となる学校別に、右欄に記載の組織に提出し、右欄の組織が取りまとめた上で文部科学省に提出してください。

本事業の指定校となる学校	取りまとめ
・ 国立の高等学校等	国立大学法人附属学校事務主管課
・ 公立の高等学校等(指定都市立のものを除く)	都道府県教育委員会高等学校教育主管課
・ 指定都市立の高等学校等	指定都市教育委員会高等学校教育主管課
・ 私立の高等学校等	都道府県私立学校事務主管課

(2) 提出期限

申請希望調書 : 令和3年2月24日(水) 正午必着 ※提出期限は厳守のこと

申請事業計画書等 : 令和3年3月8日(月) 正午必着 ※提出期限は厳守のこと

※申請希望調書の提出期限までに申請希望調書の提出がない場合には、申請事業計画書等の提出があっても審査の対象にはなりません。

※上記調書の提出については、2月3日に別途公表予定の審査要項をご確認いただいた後にお願いいたします。

(3) 提出先

電子媒体送付先：sangyo@mext.go.jp

(4) 提出方法

① 申請希望調書【別紙様式 1-1、1-2】

申請数の概数を把握し円滑な審査を実施するため、申請事業計画書等の提出に先立って申請希望調書の提出をお願いします。提出する際は、5. (1) の一覧にしたがって取りまとめの上、以下の手続に沿って送付ください。申請希望調書の提出がない場合は、後日申請事業計画書等を提出いただいても、申請を受け付けません。

・電子媒体をメールにて送付

提出する際の電子メールの件名及びファイル名については、「【マイスター申請】申請希望調書：都道府県・指定都市名（公立・私立）、国立大学法人名」（「」は除く。）とすること。

(例) ○○県教育委員会の場合

「マイスター・ハイスクール事業申請希望調書：○○県（公立）」

○○県私学主管課の場合

「マイスター・ハイスクール事業申請希望調書：○○県（私立）」

○○大学（国立大学法人）の場合

「マイスター・ハイスクール事業申請希望調書：○○大学」

② 申請事業計画書等【別紙様式 2～7 等】

申請事業計画書等は、下記に示す資料を上から順に並べて1つのPDFファイルにしてください。

- ・別紙様式 2-1、2（申請書かがみ、同意書）
- ・別紙様式 3（事業全体の概要が分かるビジュアル資料）
- ・別紙様式 4（申請事業計画書）
- ・別紙様式 4 添付資料（令和3年度在籍生徒の3年間の教育課程表を入学年度ごとに作成したもの、学校のパンフレット等）
- ・別紙様式 5-1～3（所要経費）
- ・別紙様式 6（担当者名簿）
- ・別紙様式 7（誓約書（暴力団等に該当しない旨の誓約書））

※別紙様式 7 については、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人が事業の申請者となる場合は提出不要です。

提出する際は、以下の手続に沿って提出をお願いします。なお、5. (1) の一覧にしたがって取りまとめの上、期日までにまとめて提出ください。

<電子媒体をメールにて送付>

各申請につき、以下のファイルをメールに添付して提出してください。

- ✓ 全てのファイルを順に合わせた一つの PDF ファイル※
- ✓ 別紙様式 5・6 の Excel ファイル (各一つずつ)
- ✓ 別紙様式 7 の Word ファイル

※「全てのファイルを順に合わせた一つの PDF ファイル」について

- ・文部科学省のホームページからダウンロードする様式 (別紙様式 2～7) に基づくファイルと共に、別紙様式 4 に添付する教育課程表をご提出ください。別紙様式 4 に添付する教育課程表についても、「全てのファイルを順に合わせた一つの PDF ファイル」に含めてください。
- ・「全てのファイルを順に合わせた一つの PDF ファイル」を作成する際には、文字、数字、図表等の記載内容が明確に記載されるように PDF 形式に変換してください。

※下記資料は、「全てのファイルを順に合わせた一つの PDF ファイル」には含めないでください。紙媒体による資料がある場合、当該資料を PDF ファイルにすることが可能な場合は PDF ファイルを、PDF ファイルにすることが困難等により紙媒体による提出を希望する場合は、紙媒体により提出してください。

- ・別紙様式 4 に添付する学校のパンフレット (提出必須)
- ・別紙様式 5 に記載する所要経費についての根拠書類 (提出必須)
- ・その他、別紙様式 4 に添付する資料 (提出任意)

紙媒体により提出を希望する場合の送付先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省初等中等教育局参事官 (高等学校担当) 付 産業教育振興室

<電子メールの件名について>

提出する際の電子メールの件名については、「【マイスター申請】申請事業計画書等：都道府県・指定都市名 (公立・私立)、国立大学法人名」(「」は除く。)とすること。

- (例) ○○県教育委員会の場合「【マイスター申請】申請事業計画書：○○県 (公立)」
○○県私学文書課の場合「【マイスター申請】申請事業計画書：○○県 (私立)」
○○大学 (国立大学法人) の場合
「【マイスター申請】申請事業計画書：○○大学」

<電子ファイルの件名について>

また、申請事業計画書等を提出する際の各ファイル名については、以下のようにすること。都道府県番号は、別紙様式 1 のシート「都道府県番号」を参考に各自記入すること。

- (例)
全体を一つにした PDF ファイル
…都道府県番号★、○県立△高校の場合「★○県△.全体」
都道府県番号★、学校法人○、△高校の場合「★○.△.全体」

都道府県番号★、国立大学法人○大学、△高校の場合「★○大学. △. 全体」
別紙様式5、6のExcelファイル及び別紙様式7のWordファイル
…都道府県番号★、○県立△高校の別紙様式●の場合「★○県△. 別紙様式●」
都道府県番号★、学校法人○、△高校の別紙様式●の場合「★○. △. 別紙様式●」
都道府県番号★、国立大学法人○大学、△高校の別紙様式●の場合「★○大学. △.
別紙様式●」

(5) 留意事項

- ① 申請書類の作成費用については、指定結果に関わらず申請者の負担とします。
- ② 事故等によるメールの不達については、文部科学省は一切責任を負いません。
- ③ 提出された申請書類については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合でも、差し替えや訂正は認めません。
- ④ 申請書類に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査対象とされないこともあります。
- ⑤ 提出された申請書類は、申請者の利益の維持、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、企画評価会議において審査等の資料として使用しますが、その他の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守されます。詳しくは、文部科学省「個人情報保護」WEBサイト (https://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm) を御覧ください。
- ⑥ 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できません。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示いたします。

6. その他

(1) 事業の申請者の留意事項

指定がなされ、初等中等教育振興事業委託費の交付を受けた場合、事業の申請者は以下のことに留意してください。

① 経理事務等

本事業の経理等事務を適切に行うため、「マイスター・ハイスクール事業委託要項」に基づき、管理機関のうち代表となる者が計画的に経費の管理を行うこと。その際、本事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保存すること。

② その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

(2) 事業の評価等（実施要項11.(5)、13.関係）

文部科学省は企画評価会議と協力して、事業終了後に委託期間全体の実績に関する事後評価を実施します。また、毎年度の完了報告書における内容は、次年度以降の委託費の配分に勘案するとともに、事業目標の達成が困難又は不可能と判断された場合は、事業の中止も含めた計画の見直しを行うことがあります。

また、事後評価等については、企画評価会議で定める評価方法、基準等に基づいて行われます。

(3) 公表等

文部科学省においては、指定した事業及びその内容を公表する予定です。申請事業計画書等に基づき広報資料の作成等を行うことを予定しておりますので、事業の申請者は御協力ください。

また、推進校に指定された学校においては、指定後3年間、申請事業計画書、毎年度の取組状況・成果等を各学校のWEBサイトで公表することとします。他の学校や生徒を含め、広く情報提供して積極的な情報発信に努めてください。

7. 問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付 産業教育振興室

電話：03-5253-4111（内線2904、2384）

FAX：03-6734-3727

メールアドレス：sangyo@mext.go.jp

8. 今後のスケジュール

下記は、現時点でのスケジュールですが、申請件数によっては、審査期間の延長により予定が後ろ倒しになる可能性があります。

令和3年1月14日	公募開始
2月3日	審査要項公表
2月24日	申請希望調書の提出締切り【別紙様式1-1、1-2】
3月8日	申請事業計画書等の提出締切り【別紙様式2～8等】
3月中旬～下旬	書面審査、企画評価会議による合議審査
4月	審査結果の通知及び内定
5月	指定

※予算成立の時期により契約時期が変更となります。

※契約書締結後に生じた経費のみが委託経費の対象となるので、申請事業計画書等の作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

令和3年度マイスター・ハイスクール事業

審査要項

令和3年2月3日
文部科学省初等中等教育局長

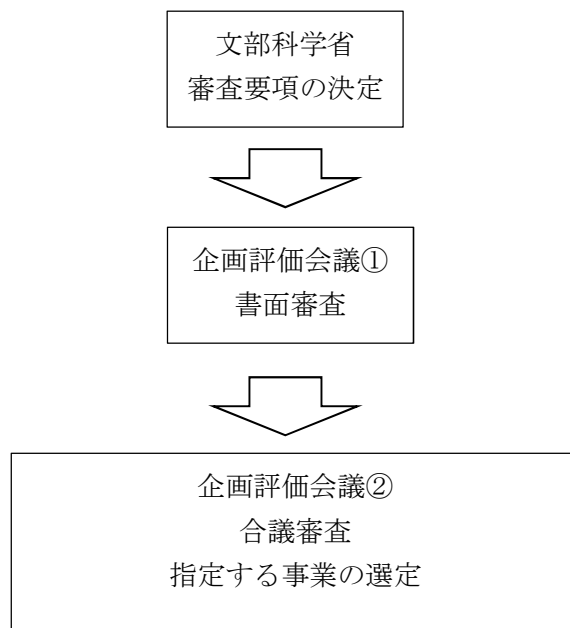
1. 審査の基本方針

令和3年度マイスター・ハイスクール事業の指定に関する審査は、職業を主とする専門学科を置く高等学校及び中等教育学校の後期課程（以下「専門高校等」という。）の学校設置者（国立の高等学校等にあつては当該学校を設置する国立大学法人、公立の高等学校等にあつては当該学校を所管する教育委員会、私立の高等学校等にあつては当該学校を設置する学校法人、以下同じ。）、産業界、地方公共団体（市区町村・都道府県）から提出されたマイスター・ハイスクール事業にかかる申請書（以下「事業申請書」という。）について、教育活動の実績を踏まえた計画の実現性、発展性、継続性、他の学校や地域への普及などの観点により評価を行う。

2. 審査の方法

(1) 審査方法・審査の枠組み

審査の方法及び審査の枠組みは次のとおりとする。



(2) 審査の進め方

① 書面審査

- ・ 企画評価会議は、申請者から提出された事業申請書について、審査基準に基づき書面審査を行うこと。
- ・ 審査にあたっては必要に応じて事業申請書についての改善のための条件を付することができること。

② 合議審査

- ・ 企画評価会議は、書面審査の結果を参考に、合議により指定する事業を選定する。なお、指定の選定に際しては、原則として書面審査の評点順とするが、事業の多様性及び全国的な普及可能性を確保する観点から、産業分野、実施しようとする学科その他の専門教育の内容、学校設置者及び地域性等のバランス（以下「産業・学科・地域のバランス等」という。）に配慮することができること。
- ・ 指定の選定に当たっては、必要に応じて事業申請書についての改善のための条件を付することができること。

3. 審査基準等

(1) 書面審査

① 書面審査項目と審査の観点

書面審査は、別添の審査項目（1）～（8）にある各項目に沿って行い、それぞれについて、5段階で「絶対評価」により評価することとする。なお、各審査項目の審査に当たっては、実現可能性や事業の実施にいたる手順、時期等の明確性、経費の妥当性、更に本事業の委託期間終了後も継続的かつ発展的に実施されることが期待できるなど将来への発展性を評価して、審査を行うこととする。また、各審査項目については、その重要性に鑑み、項目ごとに係数を乗じて評点に重み付けをすることとする。

- 【評点】 5点…非常に優れている。
4点…優れている。
3点…妥当である。
2点…やや不十分である。
1点…不十分である。

② 加点に関する評価

- ・ マイスター・ハイスクールCEO及び産業実務家教員の配置に関して、常勤職員として配置する時期に応じて評価を行い、加点する。（別添「審査項目及び配点」参照）

③ 各評点の所見等

- ・ 書面審査の所見は、指定すべき事業の選定に当たって極めて重要な判断材料となるため、特に、各項目の評点で「5点又は1点」の評点を付した場合は、どの点が優れているのか、又は、どの点が不十分なのかについて、具体的に判断根拠・理由等を必ず「コメント」欄に記入すること。
- ・ 審査項目に対応する記載の不備、誤記入等により判断できない場合は、評点を「1点」とし、その具体的な理由を必ず「コメント」欄に記入すること。
- ・ 計画の修正等の条件を付す必要がある場合は、必ずその内容を「総合所見」欄に記

入すること。なお、経費の妥当性については減額する必要がある場合はコメントを記入すること。

(2) 評点の集計

書面審査終了後、各委員の書面審査の評点を用いて計算した平均値（小数点以下第2位を四捨五入すること。）を得点と見なす。

なお、得点の計算に当たっては、各委員の評点のうち、最も大きい数と最も小さい数をそれぞれ1つずつ除いた数によること。

(3) 合議審査

書面審査の結果を踏まえ、合議により指定する事業を選定する。指定の選定に際しては、原則として得点の上位の事業から指定することとする。

なお、事業の多様性及び全国的な普及可能性を確保する観点から、指定する事業全体の1/3程度を目安とし、産業・学科・地域のバランス等にも配慮した指定をできることとするが、書面審査の評点に「2（やや不十分である）」又は「1（不十分である）」の項目が著しく多い事業は指定しないこととする。

また、指定の選定に当たっては、必要に応じて事業申請書についての改善のための条件を付すことができる。

4. 開示・公開等

(1) 企画評価会議の審議内容の取扱い

各事業の審査及び会議資料については、審査の円滑な遂行確保の観点から原則非公開とする。ただし、企画評価会議が公開とすることを決定したときは、この限りでない。

(2) 審査結果について

指定された事業は、文部科学省ホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

(3) 審査委員者の氏名について

企画評価会議の委員（以下「審査委員」という。）の氏名については、指定決定後に公表することとする。

5. 審査委員の遵守事項

(1) 秘密の保持

審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

(2) 利害関係者の審査

① 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、速やかに文

部科学省初等中等教育局参事官付（高等学校担当）に申し出なければならない。

(ア) 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合

(イ) 審査委員が所属している法人等から申請があった場合

(ウ) 審査委員自身が、過去 5 年以内に競争参加者から寄附を受けている場合

(エ) 審査委員自身が、過去 5 年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行いかつそのための資金を審査委員自身が受けている場合

(オ) 審査委員自身と競争参加者との間に、過去 5 年以内に取引がありかつ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合

(カ) 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合

(キ) その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

② 前項の（ア）から（カ）に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、（キ）に該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。

③ 企画評価会議は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、企画評価会議は、前項の要請を拒否することもできる。

④ 審査委員は、前項により企画評価会議が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

（3）不公正な働きかけ

① 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、速やかに文部科学省初等中等教育局参事官付（高等学校担当）に報告しなければならない。

② 文部科学省は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。

(別添)

審査項目及び配点

満点 325

審査項目	係数	係数×5点
(1) 本事業の構想等について		30
① 事業目的、「マイスター・ハイスクールビジョン」が、地方公共団体（市区町村、都道府県）が掲げる地域産業の未来像の実現に資するものとなっているか。	3	15
② 事業目的、「マイスター・ハイスクールビジョン」の概要が、明確に設定されているか。	3	15
(2) 達成目標について		10
① 申請計画における定量目標は、適切に設定されているか。	1	5
② 申請計画における定性目標は、適切に設定されているか。	1	5
(3) 実施体制について		55
① 意思決定機関（マイスター・ハイスクール運営委員会）及び事業推進機関（マイスター・ハイスクール推進委員会）の構成員の人数や人選は適切か。	2	10
② 管理機関、意思決定機関（マイスター・ハイスクール運営委員会）、事業推進機関（マイスター・ハイスクール推進委員会）の役割が明確かつ具体的に設定されており、適切なものであるか。	3	15
③ 意思決定機関（マイスター・ハイスクール運営委員会）が実施する「マイスター・ハイスクールビジョン」及びそれに基づく事業計画についての進捗管理、検証、改善等の仕組みが明確かつ具体的に設定されており、適切なものであるか。	3	15
④ 事業の対象となる学校について、学校における事業推進に係る分掌組織体制、教職員の役割等が明確かつ具体的に設定されており、適切なものであるか。	3	15
(4) マイスター・ハイスクール CEO について		65
① マイスター・ハイスクール CEO の人選は適切であるか。	2	10
② 本事業の実行の中心人物としての役割や任務の内容などが、明確かつ具体的に設定されており、適切なものであるか。	4	20
③ マイスター・ハイスクール CEO の配置計画について、明確かつ具体的に設定されており、適切なものであるか。（最終的な配置の在り方及びそれに向けた関係者間での検討のプロセスが具体的で適切か等。）	4	20
加算 マイスター・ハイスクール CEO の配置時期について		
a 初年度又は2年目より、校長・副校長・教頭として配置する。	15点	
b 3年目に、校長・副校長・教頭として配置する。	10点	
c 事業終了後に、校長・副校長・教頭として配置する。	5点	
	—	15
(5) 産業実務家教員について		50
① 産業実務家教員の人数や人選は適切であるか。	2	10
② 指定校内における実験・実習において、産業界の最先端の技術・知識等の指導が適切に実施できるものであるか。（担当する教科・科目、時間数などについて具体性があるか。）	4	20

るか。)		
③ 産業実務家教員の配置計画について、明確かつ具体的に設定されており、適切なものであるか。（最終的な配置の在り方及びそれに向けた関係者間での検討のプロセスが具体的で適切か等。）	2	10
加算 産業実務家教員の配置時期について		
a 事業期間中に、常勤の教諭として配置する。	10点	
b 事業終了後に、常勤の教諭として配置する。	5点	
	—	10
(6) 3ヶ年の事業計画（具体的な研究開発内容）、国の指定期間終了後の取組み等について		75
① 3ヶ年の事業計画が明確かつ具体的に設定されており、それぞれの年度における取組や、事業推進のスケジュールが適切なものであるか。	3	15
② 研究開発全体の内容が産業界や地方公共団体（市区町村、都道府県）と一体となった職業人材育成システムを構築する内容となっているか。	3	15
③ 育成すべき人物像及び身に付けさせたい資質・能力が明確で、それらが具体的な研究計画や開発すべき人材育成プログラム（カリキュラム）に反映され、専門学科等の学習を通じたものになっており、妥当かつ実現可能な内容となっているか。	3	15
④ 企業等との授業・実習に関する事項（方法、内容、場所、期間等）について明確かつ具体的に設定されており、適切なものであるか。	3	15
⑤ 成果の普及、国の指定期間終了後の取組について明確かつ具体的に設定されており、適切なものであるか。効果的に成果を普及し、国の指定期間終了後も本事業の取組を継続できるものとなっているか。	3	15
(7) 経費		25
① 事業計画を実施するために適切な経費が計上されているか。（【審査の観点（例）】1,200万円という支援額は、通年において、マイスター・ハイスクールCEOや産業実務家教員を指定校に常勤として配置した際の目安として経費の適性を判断。）	2	10
② 国による事業終了後においても取組が継続できる経費となっているか。（特にマイスター・ハイスクールCEOや産業実務家教員の人件費について、管理機関内で適正な負担割合になっているか。）	2	10
③ 設備備品を計上している場合は、事業計画の内容に合致したものであるか。	1	5
(8) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 対象：管理機関の内、代表となる機関（文部科学省と委託契約を結ぶ機関）の取組とする。		15
ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加算 ※2つ以上の取組を行っている場合は、最も配点の高いものについてのみ加算する。 ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等 ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝5点 ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝10点 ・認定段階3＝15点		

<ul style="list-style-type: none"> ・ 行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝2点 ○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業） <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝5点 ・ 新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）＝7点 ・ プラチナくるみん認定＝10点 ○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 <ul style="list-style-type: none"> ・ ユースエール認定＝10点 ○上記に該当する認定等を有しない＝0点 		
--	--	--

令和3年度マイスター・ハイスクール事業に係る質問事例集

【令和3年2月25日】

※令和3年2月3日付質問事例集に、以下のとおり下線部分について追加しましたのでご確認ください。

1. 申請等について

Q 1. 申請はどのような形態となるのか。

A 1. 本事業への申請は、専門高校等の設置者（国立の高等学校等を設置する国立大学法人、公立の高等学校等を所管する教育委員会、私立の高等学校等を設置する学校法人）、産業界（企業、商工会議所等の経済団体、農業協同組合及び漁業協同組合等の協同組合、地方銀行等の金融機関）、地方公共団体（市区町村・都道府県）三者の共同申請となります。

Q 2. 専門高校等の設置者、産業界、地方公共団体（市区町村・都道府県）の構成要素は全てそろっていないと申請できないのか。

A 2. この三者が管理機関となり、本事業を実施していくので全てそろっていないと申請はできません。ただし、専門高校等の設置者と地方公共団体が同一である場合は、産業界及び設置者でもある地方公共団体の二者が管理機関となって申請することができます。

Q 3. 専門高校等、産業界、地方公共団体（市区町村・都道府県）の連携パターンはどのようなものが考えられるか。

A 3. 公募資料1「マイスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業）概要」のP13にもありますが、単一高校×単一企業×地方公共団体などだけでなく、複数の学科や複数の高校×複数の民間企業、経済団体等×地方公共団体など様々な連携パターンが考えられます。

Q 4. 申請対象にはどのような高等学校がなりうるか。

A 4. 職業を主とする専門学科（農業に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科、水産に関する学科、家庭に関する学科、看護に関する学科、情報に関する学科及び福祉に関する学科をいう。）又は総合学科（職業に関する教科・科目を25単位以上開設している場合に限る。）を置く高等学校及び中等教育学校の後期課程の取組を対象としています。

Q 5. 申請の要件としての取組内容としてどのようなものを想定しているのか。

A 5. 公募要領「2. (6) 申請要件」①～⑨の取組を行うこととなります。

Q 6. 公立学校において、学校再編整備の対象になりそうな学校が申請することは問題ないか。

A 6. 申請に当たっての審査要件を満たした上で、今後の見通しも踏まえた事業計画書等を作成し、本事業の趣旨に合致した取組を実施できるのであれば申請していただいて構いません。

Q 7. マイスター・ハイスクールの指定校として指定を受けることになった場合、申請時に存在しない学科であるが、学科再編により指定2年目より新設される学科について、指定2年目より指定校の事業として参画することは可能か。(例：A高校は、令和3年度においては、農業科、普通科で構成されているが、令和4年度からは、農業科、商業科に再編される方向となっている。令和4年度からは、商業科も本事業に取り組んで良いか。)

A 7. 原則、申請時に記載した学科での取組に関する審査を経た内容について指定となりますが、再編後の学科もマイスター・ハイスクールの指定校の取組に参画することが申請時にわかっている場合には、申請事業計画書にその学科での取組も含めて記載してください。

Q 8. 共同申請をする地方公共団体(市区町村・都道府県)は、マイスター・ハイスクール事業の指定校が設置されている地方公共団体(市区町村・都道府県)とは異なってもよいか。

A 8. はい。ただし、本事業は専門高校等と成長産業化に向けた革新を図る産業界、地方公共団体(市区町村・都道府県)が一体となって、地域の持続的な成長を牽引するための、絶えず進化する最先端の職業人材育成システムを構築するとともに、産業界等と一体となって最先端の職業人材育成に資する教育課程等に関する研究開発を行うことを趣旨としておりますので、高等学校等や地域の実情を踏まえ、事業の目的の実現にあたり必要な機関によって共同申請をすることが求められます。

2. 実施体制等について

Q 1. 「マイスター・ハイスクールビジョン」とはどういったものか。

A 1. 地方公共団体(市区町村・都道府県)が掲げる地域産業の未来像(「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」等に位置付けられている各地域の産業に関する数値目標等)を実現するため、5年後10年後を見据えた高校段階で育成すべき人材像の検討

を行い、それに資する人材を育成するための実施計画として、マイスター・ハイスクール運営委員会が作成するものです。また、これに基づき、マイスター・ハイスクール事業推進委員会は、育成に必要な学科や年限の改変も含めた教育課程の刷新の方向性を検討、決定していきます。

Q 2. マイスター・ハイスクール運営委員会について、公募資料 1「マイスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業）概要」において想定されるメンバーとして挙げられている「産業政策、地方創生、学校地域連携等に専門的知識を有する者」は必須か。

A 2. 「産業政策、地方創生、学校地域連携等に専門的知識を有する者」については、マイスター・ハイスクール事業実施要項 3（4）に明記されているとおり、当該事業を実施する上で必要な専門的知識を有する者で構成いただくことになります。

Q 3. マイスター・ハイスクール指定校とは、どのような学校のことをいうのか。

A 3. マイスター・ハイスクール CEO 及び産業実務家教員が原則配置され、マイスター・ハイスクールビジョンに基づき教育課程の刷新・実践等を実施する学校であり、これを行わず、本事業の取組の一部を指定校と連携して実施する学校は、マイスター・ハイスクール指定校にはなりません。

Q 4. 指定校においては、毎年度、教育課程の刷新を行わないといけないのか。

A 4. 指定 2 年目、3 年目、さらに指定終了後において、刷新の実施時期は強制しませんが、絶えず進化する産業構造・仕事内容に即応・同期化した教育課程に刷新していただく必要があります。

3. マイスター・ハイスクール CEO について

Q 1. マイスター・ハイスクール CEO の想定される人材像や役割はどういったものか。

A 1. 産業界等（地方公共団体（主に基礎自治体である市区町村を想定）、地方銀行等の金融機関、企業、商工会議所等の経済団体、農業協同組合及び漁業協同組合等の協同組合）の現役役職者（部長級相当職等を想定）の出向を想定しています。役割は、マイスター・ハイスクール事業推進委員会の委員長となり、「マイスター・ハイスクールビジョン」実行の中心人物として、職業人材育成システムを構築し、指定校における取組の実行を統括する役割を担い、指定校における取組の実行の統括者として、学科や年限の改変も含めた教育課程の刷新の方向性を検討、決定し、高等教育機関（大学、高専、専門学校）、金融機関、産業界との連携等を行うことです。

Q 2. マイスター・ハイスクールCEOを、学校教育法上の校長、副校長、教頭として配置することは必須か。校長、副校長、教頭の職にこだわらず、事業の統括者としての役割と権限を有する常勤の職として校内組織に明確に位置付けて配置することで申請条件を満たすことになるか。

A 2. マイスター・ハイスクールCEOは指定校における取組の実行を統括する役割を担い、指定校における取組の実行の統括者として、学科や年限の改変も含めた教育課程の刷新の方向性を検討、決定する立場にありますので、校長、副校長、教頭として配置する必要があります。ただし、人事上の手続き等でそれが難しい場合は、非常勤職員として任用することは可能ですが、その場合でもできる限り早期に管理職とすることが望ましいと考えます。非常勤職員として配置したとしても、本事業の要件であるマイスター・ハイスクールCEOの役割を果たせるよう校内でもその立場を確立させることが必須です。

Q 3. マイスター・ハイスクールCEOの配置について、校長、副校長、教頭として配置することを想定しているが、教員免許状は必要か。

A 3. 学校教育施行規則第20条、第21条、第22条、第23条に基づき、必ずしも教員免許は必要ありません。

Q 4. マイスター・ハイスクールCEOと産業実務家教員は、同一人物が兼務することはできるのか。兼務する場合、常勤での勤務が難しくなるがよいか。

A 4. マイスター・ハイスクールCEOと産業実務家教員は役割が異なること、早期にマイスター・ハイスクールCEOは校長、副校長、教頭に、産業実務家教員は常勤の教諭とすることを目的としていることから兼務することは考えておりません。

Q 5. マイスター・ハイスクールCEOは、民間企業の現役役職者（部長級相当職等）を必ず配置しなければならないのか。

A 5. 必ずしも民間企業の人材を配置する必要はなく、地域の実情に応じて地方公共団体（市区町村・都道府県）や地方銀行等の金融機関の地方創生関係の業務等を担う人材を任用することも可能と考えます。また、本事業は、第4次産業革命の進展、デジタルトランスフォーメーション、6次産業化等、産業構造や仕事内容の急速な変化を背景とし、成長産業化に向けた革新を図る産業界、地方公共団体（市区町村・都道府県）が一体となって地域の持続的な成長を牽引するための、絶えず進化する最先端の職業人材育成システムを構築するという趣旨であることから、OBではなく現役役職者を想定しています。

Q 6. マイスター・ハイスクールCEO及び産業実務家教員について、職種ごとに複数名を雇用することも可能とあるが、配置人数は、複数名になってもよいか。

A 6. マイスター・ハイスクールCEOについては、指定校につき原則1名配置することを想定していることから指定校が複数であれば複数名配置することとなります。ただし、そのうち1名は、マイスター・ハイスクール事業推進委員会の委員長となることとしています。また、産業実務家教員については、指定校につき原則1名配置、指定校が複数であれば複数名配置を想定していますが、必要に応じて1つの指定校について複数名配置することもあると想定しております。

Q 7. マイスター・ハイスクールCEOは出向元の産業界等の業務に従事できるのか。出向元の産業界等の業務に従事する場合、公立学校において常勤で勤務をすることは可能か。【新規】

A 7. マイスター・ハイスクールCEOは、管理職（校長、副校長、教頭）として配置することを想定しております。公立学校の管理職として配置した場合は、当該職は常時勤務を要する職としてその職務に専念する義務が発生することから、その本務に支障がないとして教育委員会による兼職兼業の許可がなされない限り、出向元の企業・地方公共団体・金融機関等の業務を含めた他業務に従事することはできません。常勤職員として配置することが困難な場合は、事業の統括者としての役割を果たせるよう校内でもその立場を確立させることを条件に、非常勤職員として配置することも可能としています（その場合でも早期に管理職とすることが望ましいと考えます。）。非常勤職員の場合においても、事業の取組に支障がないような勤務形態にするなど、本事業を実施する管理機関の人事上の手続等に沿って実施してください。

Q 8. マイスター・ハイスクールCEOは産業界等の現役役職者（部長級相当職等を想定）の出向を想定とのことだが、特定の個人ではなく、産業界等の組織に業務委託することは可能か。CEOの業務全体について、組織全体で担ってもらうことを想定している。【新規】

A 8. マイスター・ハイスクールCEOは、将来的には学校の常勤職員として管理職を担うという、学校の職員として発令するものであることから、組織に委託するということは考えられないものです。民間企業に限らず、地方公共団体、金融機関、商工会議所等の経済団体、農業協同組合及び漁業共同組合等の共同組合から選出された特定の人物について、常勤職員として校長、副校長、教頭として発令・配置することを想定するものであり、こうした団体等と十分連携し、マイスター・ハイスクールCEOとして適切な者を人選することが期待されます。

Q 9. マイスター・ハイスクールCEOと産業実務家教員は、産業界等の異なる組織から派遣してもらうことでもよろしいか。【新規】

A 9. マイスター・ハイスクールCEOと産業実務家教員の派遣元が同一の組織か異なる組織であるかについてはどちらでも構いません。

4. 産業実務家教員について

Q 1. 産業実務家教員の想定される人材像や役割はどういったものか。

A 1. 人材像については、成長産業化に必要な不可欠な資質能力を育成するために、例えば高校生が社会で活躍する数年先において社会実装される技術等に係る知見も有する技術者・研究者等（地域の産業特性に応じた最先端の技術（数年後に社会実装されることも視野に入れた）に携わっている技術者・研究者、現在地域の市場化に至らない魅力を成長産業化に変革する取組に携わっている実務家・学識者等、成長産業化に必要な資質能力を育成することに資する実務経験が豊かな者）であり、産業界等からの出向または兼務を想定しています。また、役割については、指定校における実験・実習において、産業界の最先端の技術・知識等の指導を主に担当するとともに、指定校内の本事業推進に係る分掌組織に属し、当該組織の長を補佐し、特に産業界と一体となった教育課程の企画に関して統括することです。

Q 2. 産業実務家教員には、どのような制度を用いる必要があるか。

A 2. 特別免許状を付与し、常勤の教諭として配置することを想定していますが、初年度から常勤の教諭として配置が困難な場合は、特別非常勤講師制度を活用し、非常勤講師として配置することも可能とします。ただし、その場合でも、できる限り都道府県教育委員会等において、早期に特別免許状を付与し、常勤の教諭として配置することが望ましいと考えます。

Q 3. 産業実務家教員については、2年目から必ず常勤として置かねばならないのか。

A 3. 必ずしもそうではありませんが、出来る限り早期に常勤の教諭として配置することが望ましいと考えます。

Q 4. 産業実務家教員は出向元の産業界等の業務に従事できるのか。出向元の産業界等の業務に従事する場合、公立学校において常勤での勤務をすることが可能か。【新規】

A 4. 産業実務家教員は、特別免許状を付与し、常勤の教諭として配置することを想定

しております。公立学校の教諭として配置した場合は、当該職は常時勤務を要する職としてその職務に専念する義務が発生することから、その本務に支障がないとして教育委員会による兼職兼業の許可がなされない限り、出向元の企業の業務を含めた他業務に従事することはできません。（初年度からそうした配置が困難な場合は、特別非常勤制度を活用し、非常勤講師として配置することも可能ですが、都道府県教育委員会等の免許授与権者において、早期に特別免許状を付与し、そのうえで、常勤の教諭として学校に配置することが期待されます。）非常勤職員の場合においても、事業の取組に支障がないような勤務形態にするなど、本事業を実施する管理機関の人事上の手続等に沿って実施してください。

Q 5. 産業実務家教員について、臨時免許状を付与し講師（常勤）として配置することや実習助手として配置することで申請条件を満たすことになるか。【新規】

A 5. 産業実務家教員は、特別免許状を付与し、常勤の教諭として配置することを想定していますが、初年度からこうした配置が困難な場合は、特別非常勤講師制度を活用し、非常勤講師として配置することも可能と考えます。しかし、その場合でもできる限り都道府県教育委員会等において、早期に特別免許状を付与し、常勤の教諭として配置することが望ましいと考えます。なお、臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する助教諭の免許状であり、学校の外部の産業界等の実務家を教員として配置する本事業の趣旨に馴染まないものです。また、実習助手は、教諭の職を助けるために配置する職であり、産業実務家教員に求められる産業界の最先端の技術・知識等の指導を担当し、指定校内の本事業推進に係る分掌組織に属し、産業界と一体となった教育課程の実現という趣旨からは、基本的に馴染まないものと考えます。

5. 経費について

Q 1. 委託費の支援額の上限が 1,200 万円となっているが、そこに占める人件費の割合も含めてどのように計上したらよいか。

A 1. 1,200 万円という支援額は、通年において、マイスター・ハイスクールCEOや産業実務家教員を指定校に常勤として配置した際の目安としての経費です。マイスター・ハイスクールCEOや産業実務家教員の雇用形態（常勤か非常勤）等も含め、計画に沿っており適切かつ妥当な経費を計上しているか審査します。適切かつ妥当でない判断された場合は、採択にあたって委託経費の減額となることもあります。

Q 2. マイスター・ハイスクールCEOと産業実務家教員の人件費は委託費の中で支出してよいのか。

A 2. マイスター・ハイスクールCEO、産業実務家教員の人件費の一部を本事業の委託費（国費負担）として計上することは可能です。ただ、本事業は専門高校、産業界、地方自治体（市区町村・都道府県）が共同申請し、3者が管理機関になること及び事業終了後の自走可能な体制を整えることを見据えると3者の管理機関において分担して負担することを想定しています。

Q 3. 海外研修にかかる費用についても、委託費の対象となるか。

A 3. 委託費の対象外とはしていないが、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、実現可能な事業計画を作成してください。

Q 4. 設備備品について、事業終了後、文部科学省に返還することとなるか。

A 4. 委託要項「1 1. 資産の管理」に記載しているとおり、本事業において取得した設備備品（取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上のもの）については、事業期間中善良なる管理者としての注意義務を負って管理するとともに、委託費の額の確定後速やかに文部科学省に財産権を移転するものとする。ただし、文部科学省が承認した場合は、設備備品の無償貸付け等を受けることができます。

Q 5. 設備備品を委託費から計上する際に、上限の目安はあるか。

A 5. 上限を定めているわけではありませんが、事業の計画に合致したものであり、事業の取組に真に必要な設備備品のみが委託費の対象となります。また、審査の際には、事業計画を実施するために適切な経費が計上されているかについて審査の基準になります。

Q 6. 雑役務費の対象経費として、「保険料」とありますが、具体的にはどのような保険料か。

A 6. 保険の対象者は、生徒・教師等であり、傷害保険（本事業を実施するために新規で加入する保険に限る）など、事業を実施する上で法律により支払いが義務付けられている保険料を計上することとします。なお、当該委託業務で購入した物品のための保険料の計上はできません。

Q 7. 「支出を証する書類」について、航空機の半券を紛失した場合には、どうすればよいか。

A 7. 航空機を利用した場合には、領収書の他に搭乗半券が必要となりますが、搭乗半券を紛失した場合には、航空会社が発行する搭乗証明書などにより当該航空機を利用したことが分かる書類を添付してください。

Q 8. 交通費の「支出を証する書類」について、路線バスを利用した場合でも領収書が必要となるか。

A 8. 路線バス等の利用により領収書の添付が困難な場合には、利用区間と当該区間の料金が分かる書類（HPから印刷など）を添付してください。

Q 9. 旅行会社発行の領収書には委託費対象外の経費が含まれてしまう場合がありますが、委託費対象経費のみの領収書を添付する必要があるか。

A 9. 領収書は、可能な限り本事業の委託費の対象となっている経費に対する金額が記入されているものを添付してください。なお、委託費対象経費のみの領収書の添付が困難な場合には、領収書に記載された金額について、委託費対象経費と対象外経費の内訳を説明する書類を添付してください。

Q 10. 交通手段としてタクシーを利用することは可能か。

A 10. 陸路の交通手段としては、路線バス又は鉄道を想定しています。やむを得ずタクシーを利用する場合には、領収書の他にタクシーを利用する必要性を説明する書類を添付してください。

Q 11. 管理機関のうち文部科学省と契約を締結する代表機関が、専門高校等の設置者以外（産業界、市区町村、都道府県）であり、マイスター・ハイスクールCEO及び産業実務家教員を教員として配置する場合の委託費の人件費の取扱いはどのようにしたらよいか。

A 11. マイスター・ハイスクールCEO及び産業実務家教員を本委託費の人件費として計上する場合には、文部科学省と契約を締結する代表機関が直接雇用する必要があります。

よって、指定校に配置する場合、学校設置者が直接雇用することになりますが、この場合、文部科学省との直接の契約者ではないので人件費として計上できません。ただし、文部科学省と契約を締結する代表機関と学校設置者が委託契約を締結し、国との契約のなかでは再委託という費目で計上し、「マイスター・ハイスクールCEO及び産業実務家教員の業務」について外部委託することは可能です。ただし、本事業の委託契約の締結機関は代表機関であることから、本事業の全部を外部委託していると

いうことにならないよう会計検査院等も含め対外的に説明責任を果たしてください。

6. 事業終了後について

Q 1. 事業の遂行によって教育課程や教育内容の刷新が十分に達成されたとしても、本事業終了後もこの体制を維持することは申請の際の必須要件となるのか。

A 1. 本事業は、成長産業化に向けた革新を図る産業界等と専門高校が一体となり、地域の持続可能な成長を牽引するため、絶えず進化する最先端の職業人材育成システムの構築を目的として、産業構造・仕事内容の絶え間ない変化に即応・同期化した教育課程を刷新し続ける必要があることから、指定終了後においても取組を継続して実施することは要件となります。

7. 他事業との関係について

Q. 同一校が、国の他の研究開発事業と本事業の両方の委託を受けることができるか。

A. 公募要領2（10）に記載のとおり、特定の研究開発事業に取り組む際には、学校における働き方改革を推進しつつ、様々な資源を集中的・効率的に活用し、取り組むことが適当であることも踏まえ、文部科学省が実施する職業教育を主とする学科等のみを対象とした研究開発事業（スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール、地域との協働による高等学校教育改革推進事業（プロフェッショナル型））の指定を受けている高等学校等の場合、本事業の指定を受けることは原則できないこととなっています。なお、この場合でも双方の事業を支障なく実施できる等の理由がある場合は御相談願います。